

政治倫理審査会記録
(対象議員：森山喜久議員)

令和4年10月14日

【開催日】 令和4年10月14日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後3時55分

【出席委員】

会 長	伊 場 勇	副 会 長	中 島 好 人
委 員	大 井 淳一朗	委 員	奥 良 秀
委 員	藤 岡 修 美	委 員	宮 本 政 志
委 員	矢 田 松 夫	委 員	吉 永 美 子

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

傍 聴 議 員	岡 山 明		
---------	-------	--	--

【参考人】

参 考 人	森 山 喜 久		
-------	---------	--	--

【事務局出席者】

事 務 局 長	河 口 修 司	事 務 局 次 長	島 津 克 則
事務局主査兼議事係長	中 村 潤 之 介	事務局庶務調査係書記	岡 田 靖 仁

【審査内容】

- 1 被審査議員からの事情の聴取
- 2 その他

午前10時 開会

伊場勇会長 皆様おはようございます。ただいまから政治倫理審査会を開催いたします。まず始めに、委員会規程では一般傍聴の方は3名とされておりますが、今5名の市民の方がいらっしゃっております。皆様、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）傍聴席を変更します。また宮本委員からパソコンの使用を求められましたので、それを許可いたします。

す。続きまして、報道関係者から本日撮影したいと申出がありました。御存じのとおり、政治倫理審査会は個人情報保護の観点等からユーチューブ配信を行っておりません。その趣旨から、動画撮影については、審査会冒頭から暫時休憩までの間、これを許可いたします。写真撮影については、これを許可いたします。まず、中岡英二委員についてですが、一身上の都合により、辞任願が出され、議長に提出されました。10月12日付けで、議長において辞任を許可されました。中岡委員の後任として、議長において、藤岡修美議員を政治倫理審査会の委員に任命されましたので、ここで御報告いたします。前回の審査会では、請求者から事情聴取を行いました。その議論も参考にして、本日は、被審査議員に対する事情聴取を行います。また、追加資料も提出されておりますので、その取扱いについても、議論していきたいと思っております。それでは、審査に入る前に暫時休憩いたします。

午前10時3分 休憩

午前10時5分 再開

伊場勇会長 休憩を解きまして、再開します。それでは追加資料について、今出されている資料の申立書の件について事務局の説明を求めます。事務局お願いします。

島津議会事務局次長 この申立書は、10月3日付けとなっており、10月7日に議長に対して提出され、受理したものです。記載されている内容から、この申立書の取扱いについては、両政治倫理審査会で取り扱うよう議長から指示があり、本日の政治倫理審査会の資料として提出しております。②に記載してありますように、この申立書は、前回、審査会資料として提出されました8月22日に提出され、その後、取り下げられた調査請求書の請求代表者から提出されたものです。この申立書の記載内容について審査会で議論していただければと思います。事務局からは以

上です。

伊場勇会長 分かりました。この申立書について①②③とあります。事務局からも説明がありましたが、8月22日に提出された請求書の代表の方が出されたということでございます。①については、政経フォーラム21、代表樋口晋也発行の政経ジャーナル8月号外と10月号外の記事について、文書内に出てくる私の発言については、記述は全て事実あることを確認しており、自治会内では森山喜久議員の問題は、全て解決しておりますということ。②2022年10月3日開催の森山議員に対する政治倫理審査会に提出された自治会の資料について、私が署名を集め、8月22日に議長宛てに提出しました政治倫理審査会請求書以外に、自治会内の資料を公にすることについては、一切の問合せも受けておりません。これらの資料開示を了承しておりませんので、勝手な使用はお断りします。③この書面は責任を持って提出しますが、今後は議会を含め、一切の問合せ等については、お断りさせていただきますという内容でございます。これについて本日の資料として使用するかどうか、これについて御意見いただきたいと思っております。

大井淳一郎委員 事務局に確認いたしますが、ここの書面で住所、氏名が黒塗りになっておりますが、これはパソコンで打ったとかではなくて、署名された上で、捺印されているという理解でよろしいでしょうか。

島津議会事務局次長 自筆で署名をされておりました。

大井淳一郎委員 であるならば、この申立書は請求代表者であった方が、自分の意思で書かれたということが確認できておりますので、私自身は、この申立書は資料として認めるべきだと思います。ほかの方の意見は、どうか分かりませんが、私はそう思います。

宮本政志委員 非常に重要な申立書になるんで、もう一度ゆっくりと、事務局

確認します。大井委員も触れられたんですけど、8月22日に出てきた政治倫理審査会の調査請求書、それを提出された請求者、そしてそれが取り下げられた。その方が申立書を今回提出された。もう一度丁寧に確認したいんで、その辺りを説明していただいてもいいですか。

島津議会事務局次長 署名押印されて提出されている以上、その方が出された
と事務局では判断しております。

宮本政志委員 そうじゃない。この方が、どういう方かを丁寧に皆さんが理解
をしないといけんから、8月22日に一旦政倫審が出たときの請求者、
そして、その後取り下げられたんだけど、その方が10月3日の申立書
を出された方と同一人物であるということによろしいですねという確認
をしているの。

伊場勇会長 事務局、どうですか。出された方が同一かどうかということだと
思います。

島津議会事務局次長 同一人物です。

矢田松夫委員 先ほどの大井委員が資料として認めると。申立書そのものを資
料として認めるということなのか、内容についても全て認めるのか。今
日、この資料を出したことについて認めると。（「意味が分からん」と
言う者あり）いやいや、そういうことを言ってはいけん。全体の内容1
から3まで、全てこの内容で行きますよと。だから今後一切、自治会が
出した資料については開示しないよという理解でいいんか。

大井淳一朗委員 中身については、例えば、私は了解を得たとか、いなかった
とか、そういう話は、矢田委員の立場でやられたらいいと思うんです。
今の段階では、申立書を政治倫理審査会の資料として、そ上に乗せると
いう意味で申したわけですので、中身については、今からやられればよ

ろしいかと思えます。

中島好人副会長 事務局に聞きますけども、これを持ってきた方は、請求者御本人だったのでしょうか。その辺のところを確認したいというふうに思っています。

島津議会事務局次長 持ってこられた方は、代理の方です。

宮本政志委員 中島副会長の質問は、御本人さんか代理の方か、何かその辺りに問題があるからの質問なんでしょうか。お聞きいたします。

中島好人副会長 これは非常に大事な点なんですよ。持ってきたのが本人かどうかという点はですね。やはり、その辺を確認すること自体がいけないと言っているわけですか。僕は本人かどうかと確認しただけの話です。意味が分かりません。

宮本政志委員 逆に中島副会長が聞かれたことがよく分からん。代理が持ってこられたら、提出されても本人の署名押印があったとしても、それは無効という前提ですか。別に代理が持ってこようと、本人が持ってこようと、何ら差異はないと思えますけどね。だから、質疑の意味がよく分からなかったんで、お聞きしたんですけど。

中島好人副会長 今まで、同一人物かという話になっていたから、同一人物だったら、本人が一番はっきり分かる話じゃないかと誰しもが思う話を聞いて確かめるといのは、何もおかしな話ではないというふうに思えます。意味が分かりません。

伊場勇会長 今、申立書を資料として使うかどうかということで、中身は今から審査することだと思えます。まず、この申立書を資料として使うことについては、皆様、御異議がなければ、資料として使うことにしたいと

思います。大丈夫でしょうか。

宮本政志委員 先ほど矢田委員は、この資料そのものを扱うのか、中身についてもというようなニュアンスの質問をされたよね。ということは、資料を扱うことのみではなく、当然会長が言われるように、中身に関しても扱うような資料になっていきますけど、その辺りは、矢田委員はいいんですか。先ほどの質疑は何か少しニュアンスが違ったんやけどね。

矢田松夫委員 だから、もう1回言いますが、この申立書が、大井委員が言うように資料として認めるのか。私は認めますという発言があったから、資料として認めるのはいいけど、中身について認めるかどうなのかというのを、お答え願いたいということです。

伊場勇会長 中身については、今から皆さんで審査することになると思います。

宮本政志委員 矢田委員、ちゃんと説明して。資料として扱って、中身を扱わんというのはどういう意味なの。資料として採用されて、中身は扱わんというのは、僕はよく意味が分からん。

矢田松夫委員 中身について扱うのかと私が質問したんです。

伊場勇会長 中身については扱います。

中島好人副会長 問題は、3番なんです。今後は、議会を含め一切問合せ等については、お断りします。そうなると、一方通行になってしまいますよね、様々な問題が。確かめようがないんですよ。だから、これは意味のない申立書だと思います。本人がもう問合せしてくれるなど。諸々の問題は、こういう問題が出たときに、いろんな問題が出てきたときに、もう一方通行で本人に確かめようがない。こんな申立書が通るはずがないでしょうと私は思います。

大井淳一朗委員 1から3というのは、この出された方の申立ての趣旨です。

3は、この方のお考えですので、これについて僕らがどうこうするというものではないと思います。私が最初、署名かパソコンで記名して印鑑を押しただけなのかということを知ったのは、この申立書の信ぴょう性に関わることだと思ったからです。パソコンで打って、100円ショップで買ってきた印鑑だったら誰でも作れますので、本当かどうかという話になりますけど、今のところは、請求代表者であった方が署名されていることで信ぴょう性があるものとして、資料として挙げることに賛同しました。中身については、例えば、この方は「自治会内で解決している」と言うけど、いやそうじゃないよという方もいらっしゃるでしょうし、2番については了承していないと言うけど、いや了承はしたんだっという意見も出るでしょうから、中身をちゃんと今からやればいい。そういう意味で、今回は、資料を挙げるということです、これについて皆さんに問題なければ進めていただければと思います。

伊場勇会長 大井委員がまとめていただきましたが、そのように進めてよろしいでしょうか。

奥良秀委員 事務局にもう一度きちんと質問というか、教えていただきたいんです。10月3日に作られて、10月7日に議長が受理されたということなんですが、持ってこられた方が元請求代表者ではなく、代理人の方ということがありました。前回、請求書を出された方は、元代表者で、取り下げた方も元代表者が直接本人が来られて、取り下げられたと聞いております。今回は、初めて代理人の方が来ておられます。この資料というものが、代理人が来ても扱えるものなのか、それとも受け取っていないものなのか、ちょっと教えてください。

中村議会事務局主査兼議事係長 答えとしては、正規のものとして扱うべきものだと思います。理由は、先ほど言いましたように、本人の署名である

ということは確認したことと、陳情、請願等の場合、郵送で到着する場合もあること、それと同様な扱いと考えれば、署名が本物であれば、押印もあったということで、正規のものとして扱うべきものと考えます。

伊場勇会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは申立書を審査会において……

中島好人副会長 これは代理の方の署名というか、誰がということが（発言する者あり）会長を代理するわけですから、代理人の氏名、どなたが持ってこられたんでしょうか。

大井淳一郎委員 代理と出ていますけれども、これはどちらかという代行に近いと思っております。書かれた方の代理、代行というのは分からないかもしれませんが、その書面を持ってきたという位置づけです。あくまでも本人の意思に沿って、使者というんですけど、その方が出されたという位置づけだと思っております。委任状うんぬんの話が出ておりますが、これがパソコンで打って印鑑を押しただけであれば、委任状を取ったのかという話になりますが、署名が出されておりますので、事務局の言われたとおり、筆跡鑑定するかどうかというのは置いて、本人が出されたと理解してよろしいのではないかと思います。

宮本政志委員 もう少し、地方自治法も踏まえて、便覧の読み込みをしっかりとさせていただいて質疑していただきたい。中島副会長、仮にあなたが市民の方から、こういう申立書を議会に出したい。しかし、いろんな事情がある。例えば用事がある、仕事がある、体調が悪い、何らかの事情で、あなたに代わりに出しておいてと言われたら、その時点で、あなたはもうそれは無効であり、申立書とか、こういった書類というのは一切効力をなさないという前提で質疑されているの。何に問題があると言っているのか。

中島好人委員 何でもそうですけども、窓口に来られた方とかというのは皆名前を書きます。それで、どなたですかという話になります。ですから、当たり前のお話を聞いたわけです。ですから、それを聞いてはおかしいというような、それを聞くこと自体が僕もおかしいと思います。ただ、ちょっと事務局に聞きたいのは、住所、氏名、印鑑が黒塗りになっていますけども、やはり申立書というのは、黒塗りで出されるものなんですか。自分自身の署名をここに提示するというのは、普通じゃないのか。こういうのは黒塗りで提出されるものなんではないでしょうか。ちょっと事務局に聞きます。

岡田議会事務局庶務調査係書記 この資料、申立書を頂いたときは、本人の御署名があることを確認しております。ただ、この審査会の資料とするに当たって、情報公開条例に照らしまして、個人情報ということで黒塗りにさせていただいております。

伊場勇会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、この申立書については、資料として使うということで進めさせていただきます。御異議ないですね。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、次なんですけども、もう一部資料が出ておまして、この申立書の8月号外と10月号外2というふうなことが①に書いてあります。8月号外については、もう一つの政倫審でも公になっておりますし、この10月号外2についても、森山議員を対象する内容が書かれております。個人名は黒塗りにしておりますが、こちら事実を積み上げるという作業については、資料にするべきかと思っております。まず資料にするべきかどうか。中身については、それから皆さんで審査するということですが、これを資料にするかどうかについて、会長としては、書いているものが何かというところで議論が止まるのであれば、これを資料にするべきだと思っております。本日記らせていただいております。これについていかがでしょうか。

宮本政志委員 当然、先ほど申立書について資料として決まったわけですから、

この中に裏づけとして書いてあるこちらの資料、これは会長がおっしゃるように資料として認めるべきだと思います。

大井淳一郎委員 資料の申立書の1について、10月号外2についても事実ということで、全てということではなくて、その中でも解決済みということを立てる上での重要な書類と考えます。8月号外も認めていますので、10月号外2も認めるべきではないかと思えます。

矢田松夫委員 内容の事実については、今回3人が政倫審に出しておるから、その中で会計報告とか、あるいは通帳とか、そういった疑惑について議論する過程の中で、この資料というのは、そのときに議論できるということでもあります。私はいいいと思います。

中島好人副会長 さっきの8月号もそうなんですけども、住所がない。この度は、住所がないけど電話がある。やはり、こういうものについてはきちっと明らかにする必要があると思うし、市民を盾にするとか、中島好人をゴキブリ扱いとか、さらには日本国憲法さえ理解していない輩であるとか、こういうことを書くような政経フォーラムを信用していいのかどうかというのが疑わしいと私は思います。

吉永美子委員 先ほど大井委員が発言されましたように、申立書を資料として出すのであれば、特にということでは言われました。既に解決済みの問題というところが載っていますので、使っていないのではないかとされたところで、中島副会長が言われる言葉としてどうなのかというのは置いて、今回の審査に当たり少なくとも一部は使う資料として認めるべきものという認識です。

矢田松夫委員 私が先ほど言ったこの資料の扱いについては、付け加えておきますけど、この裏面については、私はその行動を侮辱した内容であるので使うべきでない。私が言ったのは、既に解決済みの問題の項について

は、資料として私は使うべきだという意味だと付け加えておきます。

伊場勇会長 矢田議員は、一部でどうかという話です。

藤岡修美委員 中身については、いろいろ異論もあるようですけれども、ただ、資料として取り上げることについては、異論はありません。

伊場勇会長 御意見はございませんか。大丈夫でしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）取りあえず、裏面については、いろんな書き方がされているところがあります。分析についても出された方の分析になると思います。ただ、この審査会で内容として必要な部分もあると思われれます。これについて、本日は対象議員を呼んで、ちゃんと聞かなきゃいけないので、そのためにも、これを資料として使う方向でいきたいと思っておりますが、御異議ございませんか。大丈夫ですか。（「なし」と呼ぶ者あり）異議なしということで進めます。

宮本政志委員 追加資料をこの審査会に掛けていただきたい。その理由としては、前回から言っていますけど、この政倫審というのは、あくまで議会内のことですから、司法の場ではありません。ですから、事実は何かっていうことをはっきりさせていって、そして事実の積み重ねということが必要なんです。その理由から、9月1日に公開質問状の申入れというのが議長宛てに来ております。それに対して9月20日に公開質問状への回答ということで、出された方、お名前は出しますが、そういった資料です。それを資料として扱っていただきたいんですが、事務局、まず一つ確認しておかないといけん。この出された御本人というのは、仮に審査会で資料として扱われるということに関しては、何か聞かれていますか。

伊場勇会長 そのほかの資料が、公開質問状の件じゃないですか。

中村議会事務局主査兼議事係長 もう一度確認します。今おっしゃっているのは、今ここにある資料ではなくて、一般の方から出た公開質問状と、それに対する回答があったということなんですか。そのやり取りの部分を出していただけないか、出してもいいかということで、一般の方が、それを了承しているかというお話ですか。ここの審査会に出していいかということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）まず文書をきちんと確認する時間を頂けますか。出すにしても時間が必要です。その方の了承を得る時間も必要なので、その時間を取るために暫時休憩していただけたらと思います。

宮本政志委員 非常に政倫審に関連してくる資料なんで、私はそれを言っています。特に出された方に対する取扱いをちょっと慎重に扱っていただきたい。

伊場勇会長 分かりました。資料の追加の提案がございました。皆様のお手元にまだないと思いますので、暫時休憩して、お配りして、それを確認した後に、それが資料として必要かどうか、皆さんでまた審査したいと思っておりますので、よろしく願います。それでは、暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時48分 再開

伊場勇会長 それでは審査会を再開します。宮本委員の発議で資料の追加となりましたが、まず、この文書を持っていた方からの承諾等についてです。

中村議会事務局主査兼議事係長 その代表者の方、政経フォーラム21の方からは、了承を得ております。

宮本政志委員 その資料を手元に持っております。これを政倫審の資料として

扱うかどうかと今から判断していくのに、何も委員の手元になれば判断のしようがないので、事務局、手を煩わすようになるけど、コピーを人数分していただいて、お配りしてもらおうということを頼んでいいかな。

岡田議会事務局庶務調査係書記 では、宮本委員から資料を頂きまして、資料内容に個人情報等がないか、情報公開条例に照らして精査をして、皆様にお配りする時間を頂いてよろしいでしょうか。

伊場勇委員長 そのようにしたいと思います。暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時 再開

伊場勇委員長 それでは審査会を再開したいと思います。お手元にある9月1日に出された公開質問状の申入れの内容、そして9月20日に回答を出された内容になっております。これについて、この審査会に使用するかどうかというところを皆さんにお諮りしたいと思います。御意見いかがでしょうか。

大井淳一郎委員 宮本委員にお聞きします。2枚目は御存じのとおり高松議長に出されたもので、これは議運の資料として1回取り扱っています。これはあくまでも共産党議員団と樋口さんのやり取りなので、議運では取り扱わないとなりましたよね。今回、この政治倫理審査会で資料として出されようとしている意図を教えてください。

宮本政志委員 二度目になります。先ほども言いましたが、政治倫理審査会というのは、何が事実かということを確認していくとさっき言いましたよね。そして、その事実の積み重ねによって、結果どうなんだと言いましたね。そのときに言いましたのは、ここは司法の場、つまり裁判所じ

やないんですね。だから前回でも、何かここが警察機関か、検察機関か、裁判所かというような質疑もございましたけど、ここはあくまで議会ですから、議会の政治倫理審査会ですから、ですから事実確認とその事実の積み重ね、そういった今後の進行について必要と思われるから、資料として採用してくださいということです。理由はそこです。

大井淳一朗委員 これはあくまでも政倫審の請求の取下げをめぐる一連の事態ということで、政治倫理審査請求を取り下げたことに対して、共産党議員団が抗議をしてきたと。その内容が、実はその内容は、私も知らない。SNS上でしか知り得ない中身です。それが樋口さんをちょっと批判する内容だったので、多分こういう公開質問状に至ったということです。それに対する回答なんですけれども、私が言いたいのは事実の積み重ねとおっしゃいましたが、森山議員のこの案件で、これを出すことが、意味があるのかなとちょっと思ったものですから、そこをお聞きしたいんですよ。

宮本政志委員 たしかに言われたように、森山議員に関係することかとおっしゃったけど、今回のこの政倫審というのは、そもそも森山議員に関係していることでしょう。森山議員のこの審査会に関係することに関しては、やはり必要であると思われたから、事実確認のために資料の採用を請求しているの。

中島好人副会長 真実を解明していくという点では、いろんな資料があっても差し支えないと私は思います。その都度、審議の中で明らかにしていく、活用すればいいわけですけども、ただ、これは不足している。元になった私たちが議長に提出した政倫審請求の取下げをめぐる一連の事態についてから、端を発しているんですよね。これを出したことによって公開質問状が来て、公開質問について僕らが回答した。だから、大元の部分がないと何が何だか分からないと思うんで、ついでなら、私たちが出した一連の事態についてを出して、流れがぺたっと行くわけ。これを使う

か使わんかは、また審議の過程の中で、皆さんが判断していただいたらいいんじゃないかと私は思いますけれど、いかがでしょうか。

宮本政志委員 事務局、中島副会長が言われた書類は、議長預かりになっている書類なのか。よく分かんないんだけど。

中村議会事務局主査兼議事係長 確認させてください。記憶で言って間違っ
はいけませんので。

宮本政志委員 事務局に確認したいのが、議長預かりかどうかというのを確認したいの。正確にね。というのが、フェイスブックで出ているんですよ、その文書が。だから、その辺りというのも、議長預かりの書類がフェイスブックでぽっところ、それは僕見たよ、フェイスブックでね。だからそういったものが流出してもいいかどうか。その議論は少し外れるから、そこには入らんけども、その辺りは、非常に重要なものなんで、ちょっと今の辺りを慎重に調べて教えてください。

伊場勇会長 確認だけの話になっておりますが、それは、時間が掛かりますか。

中村議会事務局主査兼議事係長 時間を頂けたらと思います。

中島好人副会長 いきなり公開質問とぽっと出て、何のことだろうか分からんでしょう。見ても分からんですよ。要するに、僕らが出したものに対して公開質問状が来たんだから、公開質問状に対して、僕らが回答した。これは、公開質問状と回答だけしかない。

宮本政志委員 今、おたくが言った書類が、議長預かりかどうかで確認しているけど、私は持っていないから何を言われているか分からないの。議長預かりの書類なら持っていないよ。でも、フェイスブックで出ていたわけよ。フェイスブックでそれをコピーか何かしてここに出せというのか。

そうではなくて、議会の中では手続論が大事でしょう。だから、今はそれがどうなった書類なんですかということ。それが出せるのであれば、出すことに関しては、今から掛ければいいじゃないですかという話よ。

中島好人副会長 僕らが発行している「明るいまち」にきちんと記載しているわけですよ。「明るいまち」は毎週発行している、これを僕としては、参考資料として提案したい。そのほうがより分かりやすいと思うんですよ。いかがでしょうか。

伊場勇会長 今ちょっと初めの一連の事態についてという書面について、また、「明るいまち」に出されているものは手元にないので、審査しようがない。（発言する者あり）そこは確認していただかないといけないので、暫時休憩しましょうか。

中村議会事務局主査兼議事係長 繰り返しになりますけど、準備の時間をください。要は公文書であるかどうかを私たちも確認しないとけません。そこに間違いがあってはいけないので、時間をくださいと申したつもりです。

伊場勇会長 分かりました。それではこれで暫時休憩します。

午前 11 時 5 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

伊場勇会長 それでは休憩を閉じまして、審査会を再開します。委員の皆様のお手元には、政倫審請求の取下げをめぐる一連の事態についてという書類がございます。中島副会長から公開質問状、その答えがあるのであれば、この元となった資料についても必要ではないかということで、今回出させていただきました。皆さんも目を通していただいたと思っております。

ます。この書面についても資料として追加するということをお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。御異議なしということによろしいですか。（発言する者あり）失礼しました。議長預かりかどうかというところを事務局からお願いします。

島津議会事務局次長 文書については、議会として正式に受理し、その後、特に処理を要しないという書類でございます。（発言する者あり）公文書でございます。

伊場勇会長 そもそもこの資料は、議長預かりの公文書であったということですか。

島津議会事務局次長 今、答えたとおりですけども、議長が受理して、その後の処理を特段必要としない書類、公文書ということです。

宮本政志委員 論点がずれてもいけませんから、今の事務局の回答に関して、どうなんだということは、また別の機会ということで。先ほど中島副会長がおっしゃっていただいて、この資料が出ましたら、公開質問状への回答が非常に分かりやすくなると思いますので、私としては両方を資料として採用していただきたい。

伊場勇会長 それでは、御異議がないようなので、こちらも資料といたします。それでは森山議員を呼ぶ前に、初めに本日資料となったこの申立書についてです。

宮本政志委員 会長、少しお聞きしたいんですけど、今日10月3日のこの申立書が資料として正式採用されましたよね。今から森山議員の意見聴取に入る前に、この中の②番には、「自治会内の資料を公にすることについては、一切の問合せも受けておりません」と。「これらの資料開示を了承してはおりませんので、勝手な使用はお断りします」と書いてあるん

です。ということは、前回政倫審のときに請求者から添付資料として出た [] を資料として扱えるんですか。これは資料そのものを削除するべきと思うんですけど。

中島好人副会長 よく読んで見れば、8月22日に議長宛てに提出しました政治倫理審査会請求書以外ですから、22日に提出した資料はそのままで内容です。だから、22日に提出された以外の書類は、この度の請求の中には入っておりません。別個に新しい資料を出したわけではありませんので、適用されるのではと思います。

宮本政志委員 いやいや、ちょっとよう分からんのやけど。自治会内の資料を公にすることについてはと書いていますよね。だから、もともとあなた方3人の請求者が出した政倫審の添付資料というのは、自治会内の資料でしょう。それがいつかどうにかじゃなくて、 [] []。それを開示することを了承もしていない、一切問合せも受けてない、だからお断りしますと書いてあるわけでしょう。そうしたら、資料としては駄目でしょう。尊重されるべきでしょう、この方の申出書に書いてあるんですから。だから、資料を削除するべきと言っているんですよ。しかも、前回の政倫審のときに、ここに会議録、議事録があるけども、自治会に添付書類、資料は了解を取っていますかと何度も聞いたの。そうすると矢田議員は、ここに書いていますよ、議事録に残っていますよ。「自治会に了解を取っている」、「取っております」、「了解を得たということであります」。でも、内容が違うじゃない。そういった資料を公の場の議会で使っていいのかと言うの。私は使っては駄目だと思っている。前回の添付資料、最後の森山議員の文面がありましたよね、自治会に説明したときの。それは、自治会内の資料としては、外れますから、それは資料としていいんでしょうけど、 [] []は一切駄目ですよ。会長ちょっと議論をしてもらえないか。これは削除するべきと思うな。扱えない。

伊場勇会長 許可を得たのか、得ていないのかというところになるのかなと思っております。今は8月29日提出の調査請求についてやっているわけでごさいます、一切の問合せも受けておりませんという申立書の内容にはなっております。

宮本政志委員 もっと付け加えるよ。前回中島副会長は、自治会の会計等は内部資料ではありませんと言いつつわけよ。だけど、会長も言われたように、公式の場で了解を得ていると言ったけど、了解を得ていないじゃない。私はこの申立書の内容を信じます。これを出された方を信用します。市民の方を信用します。だから、前回出された資料に関しては、削除するべきです。この政治倫理審査会で扱うべきではないと言っているの。もっと先を言えば、それを扱うんなら、あの中に手書きがあったよね。誰が手書きをしたんですかと参考人を呼ぶ可能性も出てくるよ、市民の方を。そういったことになつとるんよ。了解を得たと言われたでしょう。了解を得ていないじゃない。内部資料でしょう。削除するべきでしょう。扱うべきじゃない。

矢田松夫委員 8月30日の夜間、「頑張ってくれ。後は頼む」と本人からそういう激励の言葉がありました。後は頼むと。私たちが29日に出した政倫審ですね。そういうことです。

宮本政志委員 後を頼むと言われたら、資料も何もかんも全部使っていいですよということですか。

矢田松夫委員 だから29日に私たちが出した政倫審、あとを引き継ぐよと。本人は体調不良で続けられないということで、それでは、私たちあと3人が引き受ける。だから後を頼むよと、頑張ってくれと。だから、同じ内容で全く同じ内容の資料を出したということなんです。

宮本政志委員 じゃあ2番に何でこうやって書いてあるの。矢田委員はどう説

明するの。自治会内の資料を公にすることについては一切の問合せも受けておりません。資料開示を了承しておりません。勝手な使用をお断りしますと書いてあるじゃない。今言っていることと大きな矛盾よね。そのときに議員として、後は頼むぞと言われたと。そうしたら、今まで使われた資料、いろんなものを全て使わせていただきますと、公の場に出させていただきますと、きちんと丁寧に市民の方が分かるような説明をして、説明をした内容について、全て理解しました、お任せいたしますというような下で出したんなら、こうなっていないんじゃないかと僕は言っているの。ただ、大ざっぱに「後を任す」って、それなら全ていいんだということで出された資料は、私は削除するべきだと言っている。

伊場勇会長 8月30日のときに、そう言われた。前回の政倫審のときには、矢田委員がどう解釈したかは置いておいて、そういうニュアンスで受け取ったかもしれない。でも10月3日にはこれが出ているということですよね。10月3日には、この内容がということを踏まえて、お話を進めたほうがいいのではないかなと思います。

中島好人副会長 私も言っていますけども、8月22日に議長に宛てに出された政治倫理審査会の資料、請求書というのは、今回の分と同じなんですよね。同じですから、それ以外ではないんですよ。それ以内の書類ですから、これは問題ないと思いますし、既に公のものとなっているわけですよね。大事なのは、僕たちが請求したのは、自治会長在職中に不適切な会計処理の疑惑があるということで、それを請求しているわけですから、その真相究明に必要な資料だと思います。だから一つ一つ、先ほどあったように事実確認を進めていく必要があるのではないかと思います。

宮本政志委員 全く議論にならない。文書が同じでも請求者が違うでしょうが。請求者が違ったら全く別ものでしょう。そうしたら、取り下げられたときの取り下げられた資料をそのまま使ってもいいんだという解釈は、全く解釈が駄目だと思うよ。だから、そういう了承を得たんですかと前回

聞いたでしょう。議事録に残っているの。了解を得ましたと矢田委員は言われたよ、議事録に残っていますよ。ところが違うことが書いてあるじゃない。そのことを僕は追及しているんじゃないの。論点がまたずれるから。それはまた後日やればいいの。虚偽の発言に関してはね。これを論点に僕はしているんじゃない。この申立書を読む限り、先ほど中島副会長は、公になっていきますと言ったけど、なっている。だから、すぐに削除して、これを扱うべきじゃない。ホームページ等からも全て削除すべきだという前提で僕はそれを言っているのよ。ほかの委員はどう思われますか。扱っていいんですか。申立書が出ている。一切問合せも受けてない。了承はしておりません。勝手な使用をお断りしますと市民の方がこれを出しているんよ。それをこの中のよく分からない議論で、出してもいいよ、公開してもいいよ、こうなんだって、議会として責任取れませんよ、削除すべきですよ。

伊場勇会長 情報的に出してほしくないと言立書からは読み取れるんですが、事務局、情報公開条例上、公開できない書類としては、今回のどれが当たるんですか。許可を受けていないというか、そういう意向があることについては、どこが当たるかという見解を教えてください。

島津議会事務局次長 まず、請求書の添付資料である自治会の決算書については、情報公開条例上、法人等の財務情報に当たりますので、個人情報に当たります。それから、通帳の明細についても、個人情報に当たります。

矢田松夫委員 もう少し当時の話をしますが、8月28日と30日です。30日は特に「頑張ってくれ、後は頼む」と。「矢田さんとの信頼関係は崩れないよ」と。これまでにについては、さらに28日も政経ジャーナルが出た後、「何でこんなことを書くんだろう。言ってもいないことをうまく書いているね」と。「こんなことを書いたら矢田さんとの信頼関係が崩れるよ」という意見も頂いております。そこで、後は頑張ってくれというのは、引き継いでくれと私は解釈して、出したということなんです。

(発言する者あり) いや、勝手にするとかせんとかじゃない。今は私の意見だから。

大井淳一郎委員 まず、今回8月29日に出された問題となっている自治会関係の書類というのは、8月22日のもともと出されていたものに添付されていたと理解しています。問題は添付されていて、しかし取り下げられていますので、この資料を流用できるかということが論点だと思います。矢田委員は頑張ってくれと言われた。これが流用を認めたことになるのかということが論点だと思うんです。今の「頑張ってくれ」発言は、むしろ請求して、解明することについては、頑張ってくれと言ったかもしれませんが、資料の流用については、踏み込んだ了承はされていないのかなと私は思います。これは、ほかの委員の意見を求めたいと思います。

吉永美子委員 先ほど事務局から説明がありましたように、個人情報ということになってくると、了解を得ていない限りは大変苦しいというところになります。矢田委員は、8月30日のやり取りを思い起こされて、資料はオーケーというところまでの言葉は取っていなかったとしても、頼むんだからと言われているから、許可のやり方は口頭だったということで、これが文書であったらまた違ったと思うんですけど、口頭だったというところは、ちょっとつらいかなと思っています。頼まれたと言われているのに、一切の問合せも受けていないと言われている、このそごをどのように矢田委員として感じておられるか、お考えを聞きたいんですが。

矢田松夫委員 これまで請求書を2人で相談しながら作るに当たって、資料の作成、この1から3番目の作成、お互いに共同歩調でやってきたということですので、吉永委員が言われるように、一切の問合せも受けていないというよりは、それまでに、事前に私たちの信頼関係の中で、共同作業をしてきたということですので、何らその辺は不思議はないということなんです。

宮本政志委員 我々は議員でしょう。受け止め方によっては、個々で違うんよ。

市民の方がいろいろ言われるときも違う、十人十色で。受け止め方も違う。何で文書でもらわなかったのか。吉永委員言われるとおりよ、口頭じゃん。

矢田松夫委員 だから何回も言うように、代表者と私との長い間の信頼関係、そういう中でも文書のやり取りを普通するかね。お互いにその場において、（発言する者あり）いやいや、するかね。今回申立書を出されたように、臭い物に蓋をするというんか、何でこんな申立書を出さなければいけないのか、そういった今の3点セットについて、公開することに何か支障があるのか、不都合があるのか、蓋をするのか、隠蔽するのか、そういう理由がよく分からないんです。申立書そのものが。だから私は変遷した代表者の心が読み取れん。しかし、これを出すまでは、お互いの信頼関係の中でやってきた。もう何回も言いよるんです。あうんの呼吸なんです。それを文書に書けと言われてたら、信頼関係の中で、文章を書いてくれとか、そういうこと普通やるかね。やるんじゃないらうね。

宮本政志委員 私は文書でもらいますね。口頭で言って、あんたに任すよと言って、そんな個人情報とか、大事な資料をポンと出しませんね。出すに当たっては、どういった資料かというのをちゃんと明示して、そしてこれを頂きますよという文書でもらいます。論点がずれていってもあれなんで、会長、これに関しては、そろそろ結論に導いてもらえませんか。

中島好人副会長 事務局に聞きますけども、黒塗りにしてある中に会長名というか、そういう自治会の代表として提出されたのか。一個人という形なのか、その辺のところは、記名があったのかどうか。

岡田議会事務局庶務調査係書記 ただいまの件は、今日の追加資料となりました申立書についてのことということでよろしいでしょうか。（「はい」

と呼ぶ者あり) 黒塗りにしている部分については、明示できないがゆえに黒塗りにしているの、御了承いただきたいと思ひます。今の御質問からすると、例へば、自治会長の職務として行われることについては、情報公開上は自治会長名が付されるといひますか、自治会長名は隠さないでよいことになっております。

大井淳一朗委員 信頼関係、あうんの呼吸ということ、それはそれで大事なこともかもしれません。ただ、私達は審査会、公の場なので、客観的にこの資料が個人情報に当たるかどうかということをお考えなくははいけないと思ひます。事務局の回答によると、これは、財務情報に関するものであり、個人情報に入るといふことであれば、資料はないものとしてお考えなくははいけない。なお、会計のことにつきましては、これから森山議員を呼んでおりますので、その中で聞かれればよろしいかと思ひます。その中で森山議員の判断で答えられるべきものは答えるし、財務情報のかなり細かいところで、答えられないものについては、森山議員の判断でされることですので、この後の参考人招致の中で、会計のことについては、いろいろ聞かれたらよろしいかと思ひます。したがいまして、今、宮本委員の御指摘があったように、自治会内の会計書類は本政治倫理審査会の資料として用いることは適当ではないと思ひます。

伊場勇会長 大井委員から用いることが適当でないということでございました。もしそうならば、皆さんがお持ちの資料から廃棄しなくははいけませんし、ホームページで公開しているものも即時に削除しなくははいけないと思ひます。そのほか意見はござひますか。

藤岡修美委員 確認ですけれども、調査請求書の対象となる事由を証する資料の中で1、2、3を削除するといふ確認でよろしいですか。

伊場勇会長 調査請求書の調査請求の対象になる事由を証する資料の名称の1と2と3ということですね。

矢田松夫委員 一番下の通帳残高については、問題があるということであれば、例えば①と②についてはどうなんですか。

伊場勇会長 今は資料のことを言いましたよ。

大井淳一朗委員 預金残高とか、資料1も含めてですけど、事務局の回答によると、自治会内の財務情報に当たるということで適当ではない。ただ、これから森山議員を呼ぶに当たって、説明責任の資料を出されていますし、この中で保管していないとかという事実を書かれていますので、その中で聞かれればよろしいかなという意味で言ったんです。会計については、一切何も議論できないということではないので、その点は、御了承ください。

宮本政志委員 大井委員の言うとおりの。資料が削除されるのであれば、資料にのっったり、資料を基に、あるいは資料参照という前提の扱いはできなくなりますよというだけで、別に請求書に関することを聞かれることに関しては別段問題ないですよ。矢田委員、それでいいんですよ。

矢田松夫委員 それでは、質疑、疑惑があるのか、なかったのかというのは、この資料がないと非常に質疑が狭くなる。この委員会の中で議論するに当たっては、この資料が非常に必要であるにもかかわらず、全体の意見の中で、それは個人情報だから駄目だというならば仕方ないと結論づけるしかないです。私はそう思っていないけど。思っていないというのは、この資料がなければ、議論は深まりませんよと。第3条第1号の疑惑を持たれたということの解明はできませんということで3人が出したわけだから。不十分だけど、皆さん方の結論には従うしかないなということなんですね。

宮本政志委員 このまま削除に進んでいくと、ちょっと乱暴な審査会になるな

と思ったんで、要は請求者の方、つまり、矢田委員と中島副会長に資料に関しては削除という方向でよろしいかということ、会長に聞いていたかどうかと思ったけど、矢田委員は、削除を認めますとおっしゃったんで、中島副会長に関しても確認を取ってもらえませんか。

伊場勇会長 中島副会長、どうですか。

中島好人副会長 いいですよ。

伊場勇会長 それでは、議論がまとまったと理解しております。調査請求書につけられた [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED] については、資料として使わない、ふさわしくないということで、削除することを決定したいと思います。皆さんよろしいですか。(発言する者あり) 4については、話しておりません。いいですね。(「はい」と呼ぶ者あり) そういう取り計らいをしますので、ちょっと事務手続等がございます。暫時休憩をします。

午前11時45分 休憩

午前11時47分 再開

伊場勇会長 それでは休憩を解きまして、再開します。ホームページ上等の資料を削除するに当たって、少し時間が掛かるようです。15分程度掛かるということで、お昼にかかりますので、本日、森山議員の参考人招致については、1時から再開しまして、進めたいと思っております。よろしくお願ひします。それでは、休憩いたします。

午前11時48分 休憩

伊場勇会長 それでは休憩を解きまして、審査会を再開します。午前中の最後に資料の取消しということになりまして、ホームページも資料が削除されております。先ほど私も確認しました。資料が使えなくなったということで、前回この政倫審の第2回の中でいろいろ、いつ幾ら引き落としたとか、そういったところの内容についてのことがあるんですけども、それについて、申立書の方の意図を見ると、勝手な使用をお断りしますということなので、その資料の中身についても、議事録の精査が必要なんじゃないかと考えております。遡って議事録の精査、例えば黒塗りにするとか、そういったことは、事務手続上できるのかどうか。その辺は事務局、どうですか。今すぐ答えが出ますか。

島津議会事務局次長 通常の委員会であれば、委員会で取消し発言した発言はなくなります。ただ、これについては定例会中に行われた会議で、同じ定例会の会期中に、委員会が開かれた場合は取消しで完全になくなるということが出来ます。閉会中に行われた委員会等については、連続はしていないので、取消し発言をしたときに、実質的な取消しということで、例えば、発言の後に後日取消しの発言ありといったような形で、実質的な取消しというのが出来ます。それから、記録の一部分の黒塗りで公表については、即答いたしかねます。

伊場勇会長 使うはずの資料がなくなったことで、その資料の内容について、黒塗りにできるかどうかの判断は今、精査中ということですか。

島津議会事務局次長 そのとおりです。

矢田松夫委員 議事の進行中に、内部資料については非公開になっているから、その発言については差し控えてくれという指導でいいんじゃないか。いちいち出たことを黒塗りするよりは、議事進行の中で事足りるんじゃないか。

いか。

伊場勇会長 今話しているのは、前回の議事録のことについて話しています。前回の議事録について、使うはずだった資料がなくなっているわけですから、なくなった資料のことについて、前回の議事録に、いついつ幾らおろしたとかという議論があるわけです。内容が分かる議論が中にあるわけです。それについて、例えば黒塗りにして開示するなどの対応が必要ではないかと思いましたので、事務局に聞いたところですよ。

宮本政志委員 事務局の答弁と会長が言われることで、少し分からんところがあります。資料としては、削除されましたと。その削除された資料の名前がありますよね。決算書とか、通帳とか、これこれとか、そういう言葉のみを部分的に削除するという話を次長がされたのか、それに関する発言は全て削除、議事録から削除していくのか、会長と次長とのやり取りが見えんやったんやけど、その辺りは次長、部分的にとおっしゃったのはそういうことですか。正式に削除された資料の名称とかの部分に関しては、黒塗りするけどもということですか。

島津議会事務局次長 特にその範囲は、今定めては言っておりません。取消しと黒塗りという話が出ましたので、通常取消しであれば、同じ定例会中であれば、取り消された発言はなかったことになります。ただし、今は閉会中ですので、実質的な取消しという取扱いになります。それでは至らないということで、例えば黒塗りにする。その部分がどこかは、まだ言っておりませんが、黒塗りにするような取扱いができるのかどうかというのは、精査中です。

大井淳一朗委員 こういったことは異例のことで、対応に事務局も困っておられると思います。要は、前回の議事録の中に、午前中で削除を決定しました中身に踏み込んだ質疑等がありますので、それは精査して、どういう対応を取るのか時間を頂きたいということですので、その辺りは、会

長と事務局で相談されて、整理等していただければと思います。調整等していただければと思います。

伊場勇会長 精査中ということなので、またそれが分かったら教えてください。このことについては、後ほどということですが、それでは本日の予定でございました被審査対象者の森山議員からの事情聴取を行いたいと思いますので暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 分 休憩

(森山喜久参考人 着席)

午後 1 時 7 分 再開

伊場勇会長 それでは暫時休憩を解きまして、審査会を再開します。対象議員でございます森山議員に被審査議員として出席いただいております。この案件は、請求者からの聞き取りのときも少し取り計らいをしましたが、平成 31 年から令和 2 年度、そして令和 3 年度までかな、ちょっと時系列が長いので、質問が分からない部分があるかと思っております。そのときは、今回参考人で呼んでいます森山議員からも、こういった質問ですかとか、質問していただくのもよしとしようと思っておりますが、皆さんよろしいですか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、そのように行いたいと思っております。この度、森山議員から事情聴取に当たって資料が出ております。まず、この資料の説明を森山議員にしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

森山喜久参考人 まずは、市民の皆様、そして自治会の皆様、またこの政治倫理審査会の皆様をはじめとした市議会、事務局員など関係者の皆様には、いろいろとお騒がせしておりますことを、おわび申し上げたいと思っております。大変申し訳ありません。私は、当事者として、説明責任を果たすと

いう意味で、今日、私なりにまとめてきた資料を基に、皆様方に、そして、市民に向けて、説明責任を果たしたいと思っております。ただし、10月3日付けの申立書によれば、内部資料は出してほしくない、公にしたいくないんだという意向がありますので、詳細については、当然私も発言に注意していきたいと思っております。その点に関しては、御理解をお願いいたします。よろしく願いいたします。政治倫理審査会の説明資料をお配りさせていただいておりますが、開いていただきまして、読み上げて説明させていただきたいと思っております。積立基金について。Q1、本来、会計が保管すべきなのに、なぜ会計が保管していないのか。A1、平成31年度総会では、積立金を2年間、1戸当たり年2万4,000円とし、最初の年は令和元年10月末までに一括納付することとしていました。各家庭事情もあることなので、平成31年4月の自治会費の集金の際に、積立金を一括集金するか、月ごとの集金にするかを確認することとしていました。役員内では、集金は令和元年10月で考えていたところ、平成31年4月から入金が行われました。しかし、平成31年4月時点では、通帳の作成準備もできていませんでした。通帳をまずは自治会長が作ってからという固定観念の下、通帳ができていません。そのまま現金での保管は、会計としてはしたくないという雰囲気の中で、班長が集金した現金を会計が確認した後に、自治会長へ渡すこととなりました。通帳がないので、そのまま現金の入った封筒をA4サイズの透明な箱に入れ、それを木箱にて保管していました。Q2、なぜ現金で保管していたのか。通帳の口座で保管しなかったのか。A2、通帳を新規作成するのに、電話でも窓口でも相談しました。新たに作らなければいけない理由を求められ、総会資料や議事録等の添付資料を求められました。空いた時間で少しずつ進めたので、作成に時間が掛かりました。通帳ができた後は、今まで現金で保管したものを令和2年4月から、班ごとに入金処理をすると考えと気疲れして、そのまま現金にて保管しました。令和2年3月で、会長任期が終了だったにもかかわらず、会長職の人選ができないという理由で、不本意な形で2年間継続することとなり、モチベーションが下がっていたために、ずるずると過ごしてしまいました。

た。結果、任期2年間の終了までに入金手続が完了すればよいと考え、現金で保管をしてしまいました。Q3、現金で保管していたとして、どこでどのように保管していたのか。A3、A4サイズの透明な箱を使用していました。各班ごとに封筒があり、その中に個別の封筒のまま透明な袋に入れ、それを木箱にて家の一室に保管していました。Q4、そのお金を借用したことはないのか。A4、ありません。次のページに移らせていただきます。令和2年度における小規模土木工事について、Q1、小規模土木工事の支出内容と金額の不一致はどうか。A1、令和2年8月12日支出のカーブミラー設置工事については、工事を実施しています。会計監査時点で領収書18万400円を添付しておらず、後日提出することとしていましたが、失念していました。このことを令和4年6月26日の文書で指摘されました。その後、工事施工業者に再発行してもらい、令和4年6月29日に、会長に領収書を提出しました。以上となります。よろしくお願いいたします。

伊場勇会長 被審査議員からの説明が終わりました。それでは委員からの質疑を求めます。

矢田松夫委員 基本的なことを森山議員にお尋ねします。冒頭言われたことで、詳細については、この資料は内部資料であるから、ここでは話せないということを言われたけれど、これについては、自治会の中では話せるというこの回答を頂きたいんですが。

伊場勇会長 森山議員、意味は分かりますか。もう一度、矢田委員。お願いします。

矢田松夫委員 先ほどの昼の委員会の中では、審査会の中では、私たちが出した資料については使わない。それらについても内部資料であるから、詳細についてはここで話はしませんよと。そのことについては、自治会の中では内部資料については、もし求めがあれば、それは説明できるのか

ということを知りたいんです。

宮本政志委員 民間企業や自治会、あるいは民間の個人の方のことにに関して、議会内でどうなのかと扱うのは、不適切だと思いますので、今の質疑に関しては、不適切だと思います。

矢田松夫委員 不適切だから話をできないというふうに本人から言わせてください。私はこっちに質問しとるから。

宮本政志委員 会長、さばいていただきたいのが、質疑そのものが不成立です、私は適さないと言っているんです。だから質疑はないということになるんじゃないかと言っているんです。つまり自治会の方がそういうふうな要望をするのであれば、自治会の方が直接、森山議員にされるべきことなんで、この審査会で諮るべきではない。つまり、質疑は成立しない。ですから、答える義務もないということを行っているんですよ。

矢田松夫委員 政治倫理審査会だから、そのことを本人がなじまんから答えたくないということ言えばいいんですよ。

伊場勇会長 自治会内のことについてですけれども、自治会の方に聞かれたときは、それなりの説明を行ってきたんで、資料の4についても出ていると思うんです。そういうところも含めて、矢田委員は、自治会の方が森山議員にいろいろ確認をしたら、話をするのかどうかということだと思います。

宮本政志委員 そうじゃないよ。実際に自治会からそういう質問が出たと。しかし、それに対して森山議員は自治会の中でそういった答弁がなかったと。それがこの政倫審の中に関係することだから、なぜそのとき自治会の中で答弁されなかったんですか。あるいは、この場では答弁されたのにとかという意味なら分かるんだけど、自治会からこういうことがあつ

たら、そのときどうなんですかと何でこの場で聞くんですかというの。関係ないことでしょうと。自治会が自治会として、この審査会とは別に、取るべき行動で、ここに掛けるべきことではないし、質疑でもないし、質疑でもないんだから森山議員は答える義務がないということを言っているの。だから、今の質疑を扱うべきでないと会長に言っているの。

中島好人副会長 基本的なことですけども、お聞きしたいと思います。8月22日に西善寺自治会の方が180名の署名を添えて森山喜久議員に対する政治倫理審査会の請求を行ったわけです。26日に請求が取り下げられたわけですけども、それに関して、森山議員はどのように思われているのか、その辺の率直な思いとかありましたらお願いしたいと思います。

森山喜久参考人 8月22日に請求はされたという形で、そのことに対して、私自身、そういう思いがあるということで、重く受け止めさせていただいております。その一方で8月26日に取り下げられたという経過については、率直になぜなのかと思ったというところが正直なところです。

中島好人副会長 先ほどQ2で、ここには結果、任期2年の終了までに入金の手続が完了すればよいと考えて、現金を保管していたとおっしゃいましたが、その考え方は、基本的に最終的に現金が返ったから解決だと、終わったと思っておられるんでしょうか、どうでしょうか。

森山喜久参考人 もう一度質問をお願いします。

中島好人副会長 あなた自身も言われたと思うんですけども、最終的に入金手続が完了すればよいと考えていたと。そういう意味で、現金で保管していたということで、最終的に現金を返したから、もういいんだと思っておられたんでしょうかという意味合いのことです。

森山喜久参考人 返したという言葉がちょっとよく分かりませんが、私自

身、次の自治会長に引き継ぐまでには、入金を含めてきちんと完了した形でお渡ししようと考えておりました。

矢田松夫委員 この公会堂の積立金ですが、令和4年3月13日の総会（役員会）ですけれど、この時点で幾らぐらい積立金があったんですか。

森山喜久参考人 先ほどの話につながってくるので、これは公開してよろしいんでしょうか。逆にお聞きします。

伊場勇会長 取り消した資料についての自治会内の内容になりますので、質問はやめていただきたいですし、答える必要もないかと思えます。

矢田松夫委員 私のほうから、幾らあったんじゃなくて、当事者だから、幾ら積み立てていたのかという金額ぐらい言えるだろう。（発言する者あり）いやいや、幾らあったのか、なかったのか。

宮本政志委員 会長、これ平行線になるよ。今の矢田委員の質疑からいくと、具体的な残高の金額については、お答えができないだろうということですよ。これは正解でしょう。しかし、矢田委員が言われるのは本来積立てられているべき金額と、そのときにあった現金なりの金額というのは、合致していたんですかという質疑と思うんで、そういうふうに変えていけばいいんじゃないですか。

矢田松夫委員 いや、それは違うんだけど。3月13日に総会をされた時点で、幾らの積立金があったのかということ。（発言する者あり）いやいや、幾らじゃなくて、幾らあったのかというんですよ。

伊場勇会長 金額については、自治会内の内容になっておりますので、聞き方も少し難しいですけれども、そのほか。

宮本政志委員 少し質疑変わるけど、Q1の真ん中、平成31年4月から入金が行われましたとあります。今度はQ2の下のほう、さっき中島副会長も少し触れられた、任期2年の終了までにとあるのは、ここが少しちょっとよく分かんないんだ。平成31年4月から2年ということか。それとも任期2年の終了と合致するのか、別になるのか。

森山喜久参考人 私自身の自治会長の任期が、平成30年4月から令和2年3月までの2年間でした。そこで終了という形で自治会の中でも確認をしてきておるのですが、ちょっと文書の一部にも書いておるとおり、令和2年3月で会長任期が終了できずに、さらに2年間、令和2年4月から令和4年3月まで2年間延長となりました。質問のありました任期2年というのが、令和2年4月から令和4年3月の任期2年間の終了までということになります。

中島好人副会長 最初に森山議員が答えた点から再度確認していきたいと思っています。なぜ現金で保管していたのか、通帳の口座で保管しなかったのかという問いに対して、通帳を新規作成するのに電話でも窓口でも相談をしまして、新たに作らなければならない理由を求められて、総会資料や議事録等の添付資料が求められたとありますけども、こんな資料を実際に求められたのでしょうか。新規に通帳を作成するには、こんな面倒なことですか。事実はどうなんでしょうか。

森山喜久参考人 面倒な作業ですが、手続をしてきました。そして、それも求められました。

中島好人副会長 確認ですけども、普通通帳を新規に作る場合は、本人確認の免許証と自治会の規約、印鑑等があれば、通帳が作成できると聞いておりますけど、そうじゃなかったんですね。確認です。

森山喜久参考人 昨今マネーロンダリングというんですか、通帳の振り込め詐

欺とか、そういった部分もあるので、金融機関におきましては、すぐに作るとなったときに、何に使うのか、どれぐらい使うのか、どうしてこういうのを作らなければいけないのかというふうな形で、個人の通帳を作る上でも、今はかなり時間が掛かっております。そういう形で、今、現行の自治会の口座があるにもかかわらず、別に作る必要があるのかと金融機関から求められたものです。

大井淳一郎委員 説明責任の資料の中で、通帳ができたと書いてありますが、通帳はできていると認識しております。通帳はいつできたんですか。時間が掛かったのは仕方ないと思うんですけど。

森山喜久参考人 通帳につきましては、令和2年3月に作っております。

大井淳一郎委員 問題は令和2年3月にできた後は、会計に通帳と保管していた現金を渡してというところだったんだけど、それをずっと持ち続けたということになりますよね。ですから、その手続を踏まなかった理由を教えていただければと思います。

森山喜久参考人 大井委員が言われたように、作った時点ですぐに会計に渡せばよかったかと改めて思います。書いてありますように、班ごとに入金処理、月ごとに入金していったという形の実績を残して入金したほうがいいのかというふうなことを考えながらやっていたら、申し訳ないですけど、ずるずるとしてしまったという状況になります。

吉永美子委員 そのように御説明があったんですが、通帳には、班ごとに幾ら幾らというのを詳細に入れていかなければならないと。そうすると気疲れしてしまって、そのまま現金になったと。それで令和4年3月まで、自治会長をされてということですよ。そこまでに入金手続が完了ということは、令和4年3月に入金されたのかというのがあるんですけど、要は現金で保管してしまいましたとあります。文脈からすると、今はも

う現金で持っていない。通帳に入れられたと思うんです。本来であれば、通帳を先に作って集金するんだったと思うんですが、いずれにしても令和2年3月にできたのであれば、すぐに入金をしたほうがよかったものをしていなかった。その理由としては、班ごとに入金処理をするということを考えて疲れたと。今度、きちんと通帳に入金をされる際には、班ごとの明細を入れた形で通帳に入金されたのでしょうか。

森山喜久参考人 結果として、せすに一括で入金しております。

吉永美子委員 大変残念だったのが、一括で最終的にされたのであれば、最初から一括でしとけば、通帳ができていながらお金が入っていないということでの疑惑を持たれるようなことがなかったと結果としては思うんです。私は、自治会の公金ですので、現金で持っていること自体は絶対にいいことではないと思うんですけど、もし、公金を紛失したら、どうなるだろうという御心配は、この間なかったのでしょうか。

森山喜久参考人 心配と言えば、心配は常にありました。

宮本政志委員 班ごとに入金処理をするとか、今はちょっと分からんけど、その当時のことをもう少し詳しく教えてほしい。何班あって、1人2万4,000円でしょう。その当時、何戸世帯があって、班が何個あって、どういう集金の仕方をして、自治会によっては分かんないけど、会計が何人、監査が何人、あるいは会計監査という方がこうで、こういう処理をする予定だったと。だけどころどころこういう形で、自分のところにどんだんどん現金が来た。どういう形で本来すべきだったか教えてもらっていいですか。

森山喜久参考人 西善寺自体は150戸、15班です。会計は1人です。

宮本政志委員 150世帯で15班。そうすると1班当たり大体何人ぐらいで

すか。

森山喜久参考人 単純計算すれば10世帯となりますが、実際少ないところは4世帯、多いところは15世帯となります。

宮本政志委員 もう少し流れを詳しく言って。会計が1人でしょう。15班ということは1班平均で大体10世帯。1班で班長が、例えば10人分のランダムに来る2万4,000円でも、これは1年間でしょう。1年間分まとめて2万4,000円もらう。あるいは1万2,000円とか、要は、すごい戸数とか世帯数ね、それと扱う金額に対して、会計とかの負担とか、煩雑さというのがちょっと知りたいの。つまり、あなたが自治会長のときに、あなたにどれだけの負担が掛かっていたのか。だから、こういうふうに気疲れしてと。気疲れするほどのことじゃないでしょうということかどうかわかんないから、その辺りをもう少し詳しく教えてください。

森山喜久参考人 平成31年4月から、自治会費の集金の際に、積立金についてどうするか話を聞こうという話にはなったんですけども、既にそのときに2万4,000円を準備された方もいらっしゃいます。班によって様々でした。もう2万4,000円持ってこられたからといって、ならほかの人も全部集めようという形で集められた班もあります。その一方で、毎月1,000円ずつでもいいだろうかというふうに言われたところもあります。半年に一遍、1万2,000円ずつ入れたいというところもある。言い方は悪いけど、あるときに払わせていただきたいと班長に申し入れたところもあります。うちの自治会の自治会費の入金の基本4月で全て終わっております。ですので、その分を月末に（発言する者あり）すみません。取りあえず、以上です。

宮本政志委員 もう少し簡潔明瞭に答弁していただきたい。何を聞いているかという、気疲れしてと書いてあったけど、本当に気疲れするもんなん

かなと思ったわけ。私も自治会長の経験があるんでね。だけど、今の話を聞きよったら、150世帯はおっきいですよ。班もいっぱいある。ランダムということですから、統一されたルールがなかったんでしょうね。それでQ2に書いてあるように、班ごとに入金処理をすると考えると、もう気疲れして、もしかしたらあなたの性格の、不適切かもしれないけど、いいかげんさか、適当さか分かんないけど、そういうところといろいろなことが相まって、面倒くさい、面倒くさいみたいな思ったので、この処理が本当に気疲れするほど忙しかったのかと思ったけど、忙しかったんよね。すごい手間が多かったということやね。

奥良秀委員 先ほどの通帳作成のことについて教えていただきたい。森山議員が平成30年4月から自治会長になられていると思うんですが、自治会長になられたときに通帳は、誰の名義になっているんですか。

森山喜久参考人 自治会長名義です。

奥良秀委員 もちろん自治会長が変われば、自治会長の名前に名義変更はされると思います。そうであるならば、この度、令和2年3月に通帳を作成されたのであれば、そのときの資料というものは、私も公のもので通帳を作ったことはある。たしかに面倒くさい。けど、そういった資料があれば、それを添付資料として付けて出すだけで済むと思うんです。何でそれが面倒くさかったかなというのがあるんですが、そんなに面倒くさいことですか。1回作られているんですよ。

伊場勇会長 どうですか。時間が掛かったことについて聞かれていると思います。

森山喜久参考人 資料があればということですが、総会資料を含めて、議事録を最初から作るということに時間を要したという形になります。

奥良秀委員 自治会の規約とかはそもそも作ってあるもので、その度に規則とかを作るわけじゃないと思うんですよね。自治会の規約があると思うんですが、そういったものは今までなかったんですか。

森山喜久参考人 議事録というふうにも言いましたけど、総会の資料につきましても新規の積立基金の関係と規約の変更も含めて行っていったという形で、通常の総会よりも議事内容、質疑が多かったという形になります。

奥良秀委員 現金を集められたときに、各班から封筒で頂いて、封筒ごとに透明の箱に入れて、木箱に入れて保管していたとあるんですが、例えば一班だったら、誰が幾ら、誰が幾らというようなものは書いてあったんでしょうか。それとも、ばっさり入っていたんでしょうか。

森山喜久参考人 それについては班ごとで様々でした。

奥良秀委員 お金を扱う身として、これでは誰がどういうふうに入れたか分からないようになるんじゃないかなと思うんですが、そういうふうなことは考えられなかったでしょうか。

森山喜久参考人 そちらにつきましては、会計で帳簿を作られておりますので、そちらでの入金処理の確認の中で、預かっていたということです。

奥良秀委員 ということは、会計がいらっしゃって、いついつにどなたが幾ら入れたというのは、会計が分かっているということによろしいんですか。

森山喜久参考人 そのとおりです。

奥良秀委員 その中で、例えば、先ほど森山議員が言われた2万4,000円払われた方もいれば、1,000円ずつ払われた方もいらっしゃると。そういった金員関係も全て分かっているということによろしいですか。

森山喜久参考人 金額は分かっているという話になります。

奥良秀委員 先ほど説明があったのは、班長から頂いたものは、封筒に入れて、透明の箱に入れて、箱の中に入れましたよと。それはそのまま何も使わずに保管されていましたよと。そうであるのであれば、千円札が幾らありました、1万円札が幾らありましたよということも、そこは分かっているはずなんですよね。どうなんですか。

森山喜久参考人 ちょっと質問の意図がよく分かりませんが、そのまま保管していたという形になります。

宮本政志委員 会長、さばき方を変えてよ。これ150世帯で2万4,000円でしょう。それでランダムに来ているんでしょう。硬貨があるのか、千円札があるのか、5千円札があるのか、1万円札があるのか分からんわけでしょう。そんなに大量に来た中で千円札がどんだけどうだという、そんな失言や、もしかしたら間違えたことを答弁したら、それが虚偽か何か分からんけど、何が聞きたいんか分からんけど、分かるわけないでしょう。そういうような質疑はやめて、会長のさばき方を変えてよ。それと森山議員、今日の申立書の資料ですよ。これには、①番に「自治会内では森山喜久市の問題は全て解決しております」というふうに載っています。政経ジャーナルにも同じような旨が書いてあるんですけど、解決しておりますとあるんですけど、詳しくお聞きしてもいいですか。

森山喜久参考人 こちらにつきましては、政経ジャーナルの10月号外号を見ていただけたらと思います。こちらにも書かれていますが、既に解決済みの問題ということで、9月4日朝10時に、黒塗りされていますが、全部で4人で西善寺のある方の自宅に集まって協議させていただきました。その中で、私のほうから陳謝しまして、その後、本日、資料で説明させていただいています積立基金の関係と小規模土木関係のお金の2点

を中心に説明させていただき、質疑を進めた結果、全てに納得されたという形になります。そして、見届けされた方についても、ここに書かれてありますように異議なしということで、了承を得ております。

宮本政志委員 理解されて、和解されたということはよく分かるんだけど、そうすると、参考人の冒頭、この資料に基づいてQ1、Q2、Q3とか説明されたよね。そういったものとか、あるいは今日の資料の削除になってない西善寺公会堂の積立基金についても、あなたがいろいろなことに関する説明ですと、この資料は、表の1枚しかないけど、本当は表裏で2枚ぐらいある。何で表の1枚しか請求書に出していないのかが分からんのやけどね。そういったことをもろもろ全てきちっと説明した上で、理解を得て、和解されたということによろしいですか。

森山喜久参考人 それらもろもろ全て説明させていただきました。なお、問いの中にありました私のほうで出させてもらっています西善寺公会堂の積立基金については、本来は残り3枚の資料が付いています。それをA4の裏表両面で2枚にした状況で各戸に配布させていただき、出会った方には説明をさせていただきながら配布させていただきました。

吉永美子委員 森山議員が出された令和2年度における小規模土木工事についてとあります。ちょっと分からないのが、会計監査時点で、領収書18万400円を添付しておらず、後日提出することとしていましたが、失念してしまいましたとあります。会計監査の方は何人おられて、通常であれば、監査の方が名前を書いて、印鑑を押して、チェックした結果、大丈夫でしたよみたいな言葉を入れますよね。領収書が付いていないのにもかかわらず、会計監査の方は、これでいいとされたのか。なぜ聞くかという、結局は、その後にもっとつらい思いになられて、令和4年6月26日の文書で設置されているわけですね。ここで解決していたら、こんな形にはならなかったんですけども、どういうふうに監査を通ったのか教えていただいてもいいですか。

伊場勇会長 言える範囲で。（発言する者あり）

森山喜久参考人 こちらについては、領収書18万400円の分を後日提出するということで了承を得て、押していただいております。

吉永美子委員 何人おられるかというお答えがなかったんですけども、それとあわせて、そのときに名前を書いて、印鑑を押していますよね。適正に何とかされていますという言葉だけで終わってしまったんですか。このときです。

森山喜久参考人 そうです。（「何人ですか」と呼ぶ者あり）2人です。

中島好人副会長 監査の話が出たんで、全体的な監査は、どういう形で行っているのか。その辺についてお尋ねしたいと思います。

伊場勇会長 監査については、森山議員じゃないので、森山議員が監査であれば、答えられると思うんです。質問の仕方を変えてもらっていいですか。

中島好人副会長 令和2年の会計監査は、集会所の鍵がなかったんで、近くのベンチで20分程度で終わったというが、そのときに通帳や現金を確認してもらったのか。この辺については、どうだったんでしょうか。

伊場勇会長 森山自治会長が監査をするときに現金を確認していただいたのかどうかという質問です。

森山喜久参考人 現金は持って行っておりません。

奥良秀委員 その理由はどのような理由でしょうか。

森山喜久参考人 安全面を含めて、ちょっと危険ということで持って行ってお
りません。

奥良秀委員 安全面を考えられた場合、現金を持っていくのもそうかもしれま
せんけど、家に置いているのも安全面ではいかがと思うんです。ちょっ
とずさん過ぎるんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

森山喜久参考人 御指摘のあるようにずさんなところで、申し訳ありませんで
した。

大井淳一朗委員 保管のことなんですけれども、ランダムで払える人もいれば
払えない人もいるということで、大変御苦労されたのは分かるんですが、
一応記録というのはその都度きちっと、この月はこれだけ入った、この
班から入ったというのはちゃんと示したわけですよ。ちゃんと記録は
されていますよね。そこです。

森山喜久参考人 最終的な公式の記録は、会計で帳簿をつけて行っております。

大井淳一朗委員 お金は常に動くものなので、お金の入り具合は、常に記録し
ておかななくてはいけないと思っているんですが、そこら辺の記録状況は、
ちゃんとされていたんですか。そこを確認したいと思います。

森山喜久参考人 していました。

吉永美子委員 先ほど中島会長からの発言で、ベンチに座って20分程度でう
んぬんというところがありましたが、それに対して反論がなかったのも、
これは事実と思ってもよろしいんですか。

森山喜久参考人 当日、公会堂で行う予定でしたけれども、結果的にベンチで
行う形になりました。（「時間は」と呼ぶ者あり）時間的にはちょっと

20分かどうかというのは覚えておりません。

奥良秀委員 現金を幾らお持ちだったかは分からないんですが、これというのは、森山議員以外に集められている間、どなたか確認されたりとかということは一切なかったんでしょうか。

森山喜久参考人 自宅でのことということであるならば、ほかにはおりません。

奥良秀委員 毎年監査をやられていると思うんですけど、その度に現金は、令和4年のいつぞや入金があるまでは、誰にも見せていないということでもよろしいですか。

森山喜久参考人 私の家に入れてここだというふうな形で示してはおりません。ですから、ほかの方で現金を確認するということはしておりません。

大井淳一郎委員 先ほど私が質問した入金の記録なんですけれども、お金は安全面から出せないのは分かるんですけど、そういった記録したものを監査のときに、現時点ではこれだけ入っているということは、差し示して説明されたという理解でよろしいでしょうか。

森山喜久参考人 そのとおりです。

大井淳一郎委員 視点を変えて。自治会は150戸なんですけれども、これはどこの自治会でも言えるんですが、変動はあると思っています。変動があった場合、今まで積み立てた分を返金しているのか。それとも、退去するまでに積み立てたものは返さないというやり方なのか。その取扱いについてお答えください。

森山喜久参考人 例えば、亡くなられたとき、若しくは転居されたときについては返金しております。

宮本政志委員 今の質疑の流れを見よったら、先ほどの私の質疑に関して、もう終わって、和解して、理解も得たと言われましたよね。にもかかわらず、何かここは、自治会の総会のような雰囲気、審査にどんどんどん入っているようなことなんです、そういったことは、議会でやるべきことなんです。会長、何かおかしくないですか、この流れは。もう和解して、了承しているわけでしょう、自治会は。なんで細かいことを議会で、自治会のことをやるのかなと思って。どうなの会長、これは。

伊場勇会長 もちろん、自治会内のことですが、その手続のことで疑惑が持たれているので、その事実を確認しているというところで質疑が行われていると私は理解しています。ただ、解決済みの問題であろうとも、1回請求書が出ているということで、事実を今積み重ねている状況だと私は理解しています。

中島好人副会長 ■■■■■ 相当の額です。そういう相当の額のお金を自宅に3年間保管していたということはある得ないと思っている人が多いわけです。この質問に答える責任があると思うんです。ですから、現金の確認というのは非常に大事な点があったんで、そういうことを確認したんです。■■■■■の現金の自宅管理の証拠があるのかという質問に対しては、誰もその確認はされていないということなんです。管理状態は大事なんで、そこには金庫でかぎを掛けての保管なのか、その辺の保管状況というのは、非常に大事なんですけども、部屋には鍵が掛かるのかという内容について、どういうふうに行ってこられたんでしょうか。また、盗られて、なくなってないかと気になると思うんですよね。定期的にチェックというか、どういう頻度で具体的に行っておられたのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

宮本政志委員 会長、まず質疑は一つ一つにしていきたい。1回で何個も質疑を入れずに。それと、中島副会長、証拠とかさっき言われたけど、

一つ一つ全部証拠を出せというようなことは、司法の場に持って行くわけですか。そのことが何に関係してくるのか。何のために必要か、だからこの旨を答えてくれと言ってもらわんと分からない。何のためにいるのか。証拠がどうかとか、あり得んとか。

伊場勇会長 ちょっと整理していただいて、暫時休憩いたします。

午後 2 時 5 分 休憩

午後 2 時 2 0 分 再開

伊場勇会長 それでは休憩を解きまして、審査会を再開します。皆さんの意見、質疑を求めます。それと報道関係の方からパソコンの使用の許可を求められましたので、それを許可したいと思います。

矢田松夫委員 今年の総会が令和 4 年 3 月 1 3 日に開催されましたが、そのときに通帳は公開されていたのかどうなのか。その前の会計監査のときに通帳は公開されていたのか、この 2 点についてお尋ねします。

伊場勇会長 一つ一つお願いします。一つ目は何ですか。

矢田松夫委員 令和 2 年度の決算について、会計監査をしたときに、積立金の通帳があったのか。

森山喜久参考人 今のは、令和 2 年度の話でよろしいですね。

矢田松夫委員 令和 2 年度の決算のときに、公会堂積立金の通帳はあったのですか。

森山喜久参考人 ありました。

矢田松夫委員 先ほど言われたのは、令和2年の3月に新規の通帳を作ったと。
この日付はいつですか。

森山喜久参考人 令和2年3月31日です。

矢田松夫委員 総会はいつですか。令和2年度決算の総会はいつですか。

森山喜久参考人 令和3年3月6日に決算で、14日が総会です。

矢田松夫委員 先ほど言いました。令和4年3月13日の総会のときに、積立
金を全額入れた通帳がありましたか。

森山喜久参考人 もう一度お願いします。

矢田松夫委員 令和4年3月13日の総会イコール役員会ですが、そのときに
全額積立金を入れた通帳があったのかどうなのか。お答え願いたいと思
います。

森山喜久参考人 通帳としては存在していますが、まだ現金を持っておりまし
たので、入金しておりません。

矢田松夫委員 それ以降、先ほどの奥委員と関連するんですが、入金した総額
を更に集金されたことはありますか。いわゆる追加の集金です。

伊場勇会長 追加の集金ということを具体的に質問してもらえますか。

矢田松夫委員 金額を言うてはいけんということだから、非常に難しい。総額
を入れた通帳の中から、更に集金をしたお金があったのかどうなのか。
今日現在でもいいから、3月に入れた総額よりは、今日現在増えている

かどうなのか、これを言ったほうがいいかね、追加というよりは。（「分からん」と呼ぶ者あり）分からん。難しいよ、金額を言ってはいけんというから。例えば、皆さんから集めたお金を入金したとする。その入金に更に付け加えるという言い方じゃなくて、徴収したお金があったんですか。（発言する者あり）いや、金額を言うなというから非常に難しいんだけど、（発言する者あり）例えば、通帳のお金が665万円としますが、665万から更に増えたお金がありますか。その増えた理由は何ですか。増えたお金があるのかないのか、まずそれを聞きます。665万円プラス幾らかの金が通帳の中に入ってきたのかどうなのか。そういう事実があるのかどうなのか。

森山喜久参考人 各家庭に関わることなので、それを言っているのでしょうか。

矢田松夫委員 言われなければ、それでいいですよ。

森山喜久参考人 転入者とか、後日、支払った方もいらっしゃるの、増えたかどうかという話であれば、増えたものはあります。

矢田松夫委員 その計算は、わずらわしさがあっても、森山議員自らがモチベーションが下がっても計算されて、追加のお金を徴収されたのか。あるいは計算の中で、そういうお金が増えてきたのか。どちらですか。（発言する者あり）もう1回言いますね。665万円のお金を入金したと。さらに追加のお金があったというふうに言われましたが、その追加の金額については、計算上出てきたのか。あるいは、集金がしていなかったのか、徴収したのか、そのどちらですか。

森山喜久参考人 先ほど言いました積立基金の資料の中には本来はあったんですが、なぜか知らないけれどありません。その中には、全額納付が何人、一部納付が何人という形で記載しておりました。その中で一部納付をされている方が、追加で入金という形はあり得ます。

矢田松夫委員 その計算は、森山議員がされたのか、自治会の誰かがされたのか、どちらですか。名前は言わなくてもいいですから。

森山喜久参考人 もう一度ちょっと意図を教えてください。よく分からなかったんで。

矢田松夫委員 例えば665万円のお金を入れた。その後に35万円ぐらいのお金が出てきた。その35万のお金の計算は誰がしたのですか。

伊場勇会長 お答えの中には、幾らかお金が入って、その後、また違う金額のお金が入ったということなんですけども、それについての計算ですか。計算というかは、入ったものについての質問だと思うんですけども、そういうことでいいですか。

森山喜久参考人 その計算というのはあれなんですけど、大井委員の質問でもあったと思います。転出者、死亡者の関係のお金については、入金という形では外し、やっていったという形になりますんで、それらが増えたというふうな話にされるかどうか分かりませんが、計算はしてきております。

矢田松夫委員 ですから、計算の間違いか、間違いないかは分かりませんが、例えば、35万円というお金が増えた。増えたというのは死亡とかいろいろありますけれど、35万円のお金の計算は誰がされたんですか。

宮本政志委員 35万円という数字は、適当な数字なんか、あらかじめ絞られた数字なんか。もし絞られた数字なら、先ほど私が触れたように、今回の矢田議員、中島議員、山田議員の調査請求の添付資料、削除されていない唯一残っている西善寺公会堂の積立金についてというのを、西善寺自治会員様ということで、令和4年7月20日に令和3年度自治会長森山

喜久、その裏、先ほど森山議員も言ったけど、なぜこういったことを資料として出していないのかなとさっき言ったけど、今その件を矢田委員が言われているのであれば、この資料がないと、ここにいらっしゃる委員の方は何を言っているかよく分からんと思うんですよね。矢田委員、そうじゃないですか。

中島好人副会長 ちょっと角度を変えて、増えたという点では、森山議員自らが出しておりますけども、現金で保管し続け、最後に現金と計算上の利子を合わせて入金しましたとあります。計算上の利子の出し方は、どういう計算で出されたか、その点についてお尋ねします。

森山喜久参考人 金融機関に確認して出しております。

奥良秀委員 冒頭、議員、議会、市民の方に謝罪されました。私たちに謝罪されるのはいいんですが、自治会に謝罪というか、そういったものは、現在されているのでしょうか。

森山喜久参考人 それは、どの件についてということですか。

奥良秀委員 ルーズな会計処理をされたということで、通帳の中に現金が入ってなかった等々の疑惑を持たれた件について、総会等々もあった中で、今回多分、初めて謝罪されたのかなと思いました。もっと自治会に謝罪する機会があったんじゃないかなと思いましたので、そういうことはされたのかということでお聞きしました。

森山喜久参考人 皆さん方の手元にあります令和4年7月20日付けの令和3年度自治会長として出した積立基金の経過に、皆様方に資料を付けて、その資料も令和4年度の総会で疑義が出された関係も含めて、答弁した内容と、あとそれぞれ6月15日時点で、集金したお金と通帳残高が一致したという内容の書類を配布された内容も含めて、7月20日のとこ

ろで配らせていただきまして、なおかつ、自治会の臨時総会のところにおきましても、謝罪を含めてさせていただいております。

奥良秀委員 それで全て自治会の方々は、もうこの問題は、もう問題がありませんよということで、先ほど資料として申立書に書いてある方だけではなくて、自治会全体がそのような総意になったということでよろしいんですか。

森山喜久参考人 個々人がどうなのかというふうな話になりますと、私もちよっと分からないところはあります。ただ、改めて、8月22日に政倫審が出されたというところで、まだ不十分なところがあると再認識しております。

奥良秀委員 再認識されているということで、今後どのようにされていくのかというお考えはありますか。そのことによって、議員若しくは今は自治会長じゃないですけど、そういうふうな品位が保持されるのではないかと考えておりますので、そういったことはどのようにお考えでしょうか。

森山喜久参考人 一旦、9月4日時点では、自治会としては、先ほど述べましたように終了した、解決したと言われておりますが、その中で、また個別の方々がいらっしゃると思いますので、そちらについては、私も議員としての活動の一環で言えば、政治活動の中で話をさせていただきたいと思います。元の自治会長という立場でという話であれば、そちらで対応になるのかなと思います。

宮本政志委員 森山議員、奥委員は非常に重要なことを言っていらっしゃると僕は思っているんです。さっきから説明の資料を回したとか、政治活動としてとか、自治会長がどうかといろいろおっしゃったけど、もうそういう考え方とか、あるいはそういった考え方を基に取るような行動がずさんさ。そのずさんさがこういうことになっているの。そうしたら、議

員とかじゃなくて、やっぱり1人の人間として、まずは西善寺の皆さんに迷惑が掛かったか、掛かっていないかと言ったら、迷惑が掛かっていると思うよ。そうしたら、説明した、資料を回したとかじゃなくて、奥委員が言われるのは、今日の申立書で和解、たしかにさっき和解したということは、そう思う。とは言っても、丁寧に西善寺の方々にきちんと説明というものを再度やって、そして本当に心から申し訳ございませんでしたということをきちんと考えているのかということをお奥委員は言われたと思うの。間違っていたら奥議員ごめんね。本当よ君、今笑いよるけど、そんな問題じゃないよ。反省してほしいよ、議員として。そうでしょうが。本当に軽く受け止めてほしくない。新聞にも出たんでしょ。自治会の名前が出たんでしょ。ひょっとしたら山口県全体でも見ている人がいるわけよ。なら君が住んでいる西善寺の自治会の人、その人たちがそういった今回のことで、自分たちの自治会が出たんよ。良いことで出たんならいいよ。何かのコンクールで金賞なら。悪いことで出たんですよ。そうしたら、まずは自分がこれまでのことをしっかりもう1回精査して、そして正しいことをきちんと説明、そういった場を設けさせてもらうという姿勢、その場で本当に心から謝罪をしていこう、本当に申し訳ないことをしたんだって、そういうことを今後される気持ちはあるんですねということと思う。軽い答弁じゃ困るよ、そんな答弁じゃあ。そうでしょう。我々だって議会としてね、市民の方からこうやって不信任を持たれる議会になつとるんよ。もう少しきちっとした答弁してよ。その件に関しては、奥委員が一番大事なことを言いよるんよ。

森山喜久参考人 すみません。御指導ありがとうございます。今言われたとおり、皆様方に謝罪をして回っていきたいと思います。

中島好人副会長 それはそれとして、きちんとやると同時に、まだ疑惑という点が残っていると思っています。それは自治会の交付金に対する会計処理に疑惑と不信が高まり、私的流用の疑いが持たれ、その背景には、森山喜久議員の〇〇〇〇〇の問題があるのではないかと。〇〇〇〇〇を行っ

たことはありますでしょうか。

伊場勇会長 ○○○○○を行ったことがあるかという質問は今回ふさわしくないと、思います。このお金を借用したことがあるかについては、説明書の中でしたことはありませんという説明を受けました。確認する必要がない質問だと思います。

中島好人副会長 これは、私どもの中でそういう状況があるのではないかと、それが、私的流用に使われたのではないかと、という疑惑があるので、それに対してどうなのかということで、聞いております。

伊場勇会長 疑惑というのは誰がそういうふうに思ったんですか。私的流用とか○○○○○とか、誰が思ったんですか。

中島好人副会長 森山議員自体が、私的流用をしていませんとずっと書かれておられます。ちょっと数えたら6回以上あるわけですね。そういうことを感じている人がいるから、そうではないよということ。最後のところでも、そのお金を借用したことはないと言っておられますけども、そういう状況を作り出したのは、○○○○○ではないかというのがあるので、○○○○○をやったことがあるのかということを知っています。

宮本政志委員 あのね、中島副会長。さっきから何回も言いよるけども、ここは自治会の総会でもないの。議会の政倫審なの。○○○○○は関係ないの。中島副会長が言われることは、今度、森山議員は先ほど西善寺の皆様方にきちっと説明と謝罪の行動は取るとおっしゃった。その説明と謝罪の行動の中で自治会の方々から、そういう質問を受ける、あるいは自治会の何か集まりが臨時的にあって、そういうところでそういう話が出る。あくまでこれは自治会の中で、そういうことが出てきたら、それはそのときに説明責任を果たすわけですから言うでしょうね。この場で聞くことではないと思う。

中島好人副会長 現在〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇して……

伊場勇会長 ちょっと待ってください。

宮本政志委員 中島副会長、少し議員としての自覚を持ちなさいよ。あなたあれかね、人のプライベートのことを〇〇〇〇〇だ、あるいは私生活のことをこういった場で平気で。あれかね、あなたは。もう少し発言を考えなさいよ。議員でしょうが。いいんかね、今みたいなプライベートのことを言って。全く関係ないことでしょうが。何を言っているの。

伊場勇会長 ちょっと休憩。暫時休憩します。

午後 2 時 4 0 分 休憩

午後 2 時 5 5 分 再開

伊場勇会長 それでは休憩を解きまして、審査会を再開します。

中島好人副会長 先ほど、私は多くの人からも聞かれて、その原因を聞こうと思ったわけですが、プライバシーに大きく関わる問題なんで、個人的な問題についての私の発言は、削除をお願いいたしたいと思います。会長で取り計らっていただければと思います。

伊場勇会長 森山議員のプライバシーに関わる発言が先ほどありましたので、取り消してほしいと、取り消していただきたいということでいいですね。確認します。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほかに意見、質疑はありますか。

矢田松夫委員 森山議員が出されたこの説明資料について質問します。Q3の

Aで各班ごとに封筒があり、その中に個別の封筒のままというのは、恐らく2万4,000円、あるいは1,000円とかランダムに入っていたと思うんですよね。木箱と書いていますが、どれぐらいの大きさなんですか。A4の大きさというのは、これですか。これぐらいの箱の中に、皆さんのお金をぼんと入れていたということなんですか。

伊場勇会長 保管の仕方について、もう少し詳しくということだと思います。

森山喜久参考人 100円ショップとかで売っているA4が入る透明な箱です。

(発言する者あり) いやいや、その透明の箱に入れて、それを木箱に入れたということです。

矢田松夫委員 嚴重に、盗難がされんように——盗難はされるよね、泥棒が入って、そのまま持って帰ったら。木箱の中に全体をプラスチックで覆いかぶせたという理解をしたんです。問題は集金したお金なんですが、その集金したお金は、2万4,000円の現金の人、あるいは5千円札が4枚の人もおるし、プラス千円札が4枚の人もおりますよね。それらのお金を全部農協、JAに持っていったのか、その辺をお聞きします。(発言する者あり) なかなか言いにくい。JAの金融機関に持って行ったのか。(発言する者あり) いや何支店とは言っていないからね。金融機関に木箱にいっぱいお金が入っているが、それをそのまま金融機関に持っていったのかどうなのか、お答えください。

森山喜久参考人 そういう形では持って行っていません。

伊場勇会長 木箱のまま持って行ってないということです。

矢田松夫委員 もう1回言いますが、先ほど言いましたように木箱の中に千円札もある、5千円札もある、1万円札もある、五百円玉もあった。それらをそのまま金融機関持っていったのかどうなのか、もう1回お聞きし

ます。ランダムにね。

宮本政志委員 矢田委員が言うのは、そのまま持っていったんなら、どさっと千円札が何百枚となるということなのか、あるいは持っていったのは1万円札とかでバーンと持っていったんかとか、そういう違いを聞いたかったということやね。

森山喜久参考人 現金を持っていっています。

矢田松夫委員 その現金は、千円札が何枚とかは言わんよ。千円札もたくさんあった、1万円札もたくさんあった、5千円札もたくさんあったというお金を金融機関に持っていったのか、入金したのか、どうなのかを聞くんです。

宮本政志委員 多額の現金は千円札とかいっぱい混ざっているはずだから、これだけの現金をそのまま集まったものを持っていったんか、持っていったときには、例えば100万円の束とかほぼ1万円札で持っていったんかということを多分聞きたいんよ。集まったお金の形状と銀行に入れるときに持っていった現金の形状が違うかどうかということを知りたいわけよ。

矢田松夫委員 いやいや、私の説明、質疑が悪いのか。（「悪い」と呼ぶ者あり）悪い。もう1回言うよ。集めた皆さんの金は、木箱に入れておいたと。その集めた金の中身は、千円札があるか、五千円札があるか、万札があったのか、そのまま全部金融機関に持っていったのか。同じことを何回も言いよるじゃろ。

森山喜久参考人 それをまとめた状況の中で、持って行って入金しております。

矢田松夫委員 まとめたというのは、バラのお金を一つにまとめたという理解

でいいんですか。

森山喜久参考人 はい、そうです。

矢田松夫委員 なぜそういうふうにしたんですか。なぜお金をまとめたんですか。例えばの話、集まった金がいろいろあったけれど、何札でまとめたのか。なぜ、3月末にまとめなければならなかったのか。まとめなければいけない理由を言ってください。

宮本政志委員 矢田委員、違ったら言ってね。集まった現金がこんだけありました。もし仮になかったんだったら、こんだけ入れるのに、全部1万円札とかで入れたんじゃないかというようなことを言いたいんじゃないの。あったと本人が言っているわけでしょう。あったのなら、そのまま普通は入れるけども、そうじゃなくて、形を変えて入れたんやったら、本来本当にあったのかという疑惑が生まれるよということと言いたいんじゃないの。

矢田松夫委員 そういうふうにあったか、なかったかというね、お金をどうにかしたんじゃないかとか、そういう疑惑のことを言っているんじゃないですよ。金融機関に入金した状況はどうだったのか。そしてバラで集めたのに、なぜ万札にまとめたのか、その理由はなぜなのかと聞いたんですよ。

大井淳一郎委員 大事なことなんで聞きます。2万4,000円、1万円札もあれば千円札もあるでしょう。硬貨もあるかもしれません。集めた金、何百万円をそのままの形で金融機関に入れたのか、それとも1万円等に両替して、形を変えて入れたのか、この事実を明らかにしてもらえればと思います。

森山喜久参考人 そちらについては、一旦両替して入金させてもらいました。

吉永美子委員 今の森山議員の答えに対してとかいうことじゃなくて、先ほどから金額を言っははいけないとあるけど、調査請求書の事由の内容というところに金額が書いてあるので、だったら、これを黒塗りなりにする手続をしないといけないんじゃないでしょうか。それをしていません。

宮本政志委員 吉永委員が言われることもですし、先ほどの中島副会長の発言の訂正、削除だったかな、どっちかな。

伊場勇会長 取消しです。

宮本政志委員 そうなったということは、追加資料で出てきた政治倫理審査請求の取下げをめぐる一連の事態についての下から3行目にこれが出ているんですよ。先ほどの発言に関するプライベートの問題があつて、こうこうでというね、だから、これに関しても、吉永委員がおっしゃることと、私はこのところも削除しないといけんと思うんで、この二つは、少し大事な要点です。会長、よろしくお願いします。

伊場勇会長 ちょっとプライバシーに関わることがあるので、これは会長の職権の中で処理したいと思います。吉永委員のことについてもです。

吉永美子委員 せっかく答えていただいたので、両替は金融機関によっては手数料を取られたりしなかったですか。なぜ、わざわざ両替されたのがが理解できないんですけど、いかがでしょうか。

森山喜久参考人 確認のためです。自分でも計算しておりますけど、それを改めて確認させていただいたということです。

矢田松夫委員 確認をしたのは、恐らく硬貨の計算機、札の計算機でだーっとやって、そのときに恐らく通帳に入れなければ、手数料を取られると思

うけど、僕はちょっとその辺は知らんけれど、両替し万札に変えたと思うんですよね。皆さんの積立金額ほど万札に変えられたと思うんですよね。そうすることで、何の利便性があったんですか。例えば、ばらばらで持っていくと金融機関の事務員が困るとかね。ではなくて、計算が分からなかったから、両替したんだと言うけど、普通の人だったら、疑惑を持たれんためだったら、集まったものを全部持っていくと思うんですよ。手数料が大体300円から400円ぐらいですからね。なぜそっちの道を取らなかったのか。一つステップを踏んでからね。いきなり金融機関に持って行っていいじゃないかね、集まったお金を。

森山喜久参考人 入金する際に間違っはいけないという思いがありましたので、そういう方法を探りました。

宮本政志委員 ということは、例えば150世帯の方が4,000円を全部千円札で4枚持ってきたとしたら600枚か。先ほど矢田委員が言われるように五千円札があったり、あるいは中には千円札が2万円の中に混ざっていて、700枚とか800枚の千円札があったとして、それを御自分のお金で千円札を10枚で1万円札、10枚で1万円札ということで、銀行に預けに行くときに簡素化するためにそういうふうなことをやったということですか。それなら理屈は分かるんだけどね。

森山喜久参考人 おっしゃるとおりです。

吉永美子委員 せっくなので聞きますけど、両替したというのは、御自宅わざわざ御自分が1万円札を用意して、自分で変えたということですか。御自宅でわざわざされたんですか。

森山喜久参考人 そのとおりです。

矢田松夫委員 すごい作業やね。モチベーションが下がるよね、そんなことを

しよったら。日頃の自治会の仕事もあるし、議会もあるし、それは大変な仕事じゃね。どれぐらいの万札か千円札か5千円札か僕も分かりませんが、それを一旦どっかの通帳に入れたんじゃないかと、全部六百何枚のお金を自分が両替して、そのまんま金融機関に行っただと。集まった金、両替した金を持っていったということの理解でいいんですか。どっかの通帳じゃなくて、自宅にあった現金を両替して、そのまま持っていったと。よその通帳には入れていなかったということでもいいですね。

森山喜久参考人 そのとおりです。

藤岡修美委員 今までの議論で、森山議員の説明資料、それから自治会の監査に近いような審議、かなり中身が濃かったんですけども、そもそも前調査請求者が、今回の申立書で、自治会内で森山議員の問題は解決しておりますというのがあった中で、今回の調査請求書の調査請求の対象となる事由の内容が成立しなくなると思うんですけども、その辺りは皆さんどうお考えですか。

伊場勇議員 森山議員がいらっしゃるので、質疑にさせていただきたいなと思います。大事な観点だと思いますから、今は意見だけ聞いていただいたと思うんで、森山議員の質疑が終わってから話をしていきましょう。皆さんそれを含み、森山議員に対して質問をしているところだと思います。

中島好人副会長 森山議員自体が書いておりますけども、要するに、私的流用等は一切ありませんというのが、かなり随所に見られて、最初に出された資料でも、「お金を借用したことはないか」に対して、「ありません」と書いてあります。そのことをきちっと証明するためには、個人の通帳を開示すれば、一旦個人の通帳に入金したんじゃないかという疑惑もありますんで、いやそういうことはないよとなりますから、この件について開示する意思があるのか。その辺の項目については、黒塗りにして、金額の動きだけの開示をするというお考えはあるのかどうか、その辺に

ついてはどうですか。

宮本政志委員 今日、僕が何回同じこと言うかな、中島副会長。このお金を使いましたか、使っておりません。これが真実かどうか調べましょう。そのために通帳のコピー、証拠が要ります。ここは司法の場なんですかと言いはるの。裁判所ですかと言いはるの。捜査機関なんですかと僕は、今日何回言いましたか。事実の積み重ねで、これはありませんという事実を森山議員は、これで言われているわけでしょう。捜査機関でも司法の場でもないの。何でこれが本当かうそか証拠として、通帳のコピーでもと言うのかな。僕は、議論にならないと思う。

伊場勇会長 そのとおりだと思います。森山議員、集めたお金を自分の通帳に入れたことはないんですよ。先ほどないとおっしゃいましたが、確認させてください。

森山喜久参考人 ありません。

奥良秀委員 そもそもこの公会堂建設のための積立金なんですけど、これは、いつ建てられる予定だったものなんでしょうか。

森山喜久参考人 市の許可を得て、令和4年度で申請をするような通知が、新自治会長に行ったと聞いております。

奥良秀委員 公会堂はいつ建つんですか。積立金をずっと集められていますけど、市の許可が出たらとかという話もあったんで、市の許可は、いつ出るんですか。

森山喜久参考人 そこのところは、積立てを含めて、どうするのかという形で、自治会内で再協議という話になっていると思います。ちょっと私のほうではお答えしにくいかなと思います。

奥良秀委員 こういった積立金のいろいろな疑惑というか、通帳にお金が入っていないとかで建設が遅れたということはないんですよね。

森山喜久参考人 そもそも建設が遅れる前に、材料が高騰するなどしておりますので、その中で新自治会長のほうで、改めて新公会堂建設の見積りを取って、それから、またどうするのかという協議を行って、また、今後自治会内で協議をするという形であります。

奥良秀委員 ということは、まだ市には1回も相談はしていないということでよろしいですね。

森山喜久参考人 私自身は、その手続をしていないのであれなんですけど。

宮本政志委員 奥委員の質疑は大事で、今回のあなたのこういったざさんさから、西善寺の公会堂を建てていこうという計画に悪影響は及ぼしていないね。大丈夫かな。

森山喜久参考人 7月の臨時総会の中で、公会堂をまたどうするのか。一旦取り下げて、これからどうするのか、どういうふうにしていきたいのかという方向性は示されました。

宮本政志委員 そういう結果を聞いているんじゃないの。今回のあなたのこういった行為が、そういった今の西善寺の公会堂の建設に悪影響は与えていないでしょうねということを聞いている。悪影響は与えておりませんか、どうなのかということを聞いているの。

森山喜久参考人 悪影響は与えていないと理解しております。

奥良秀委員 取り下げられた原因が、森山議員の今回のこういう疑惑があった

からではないということによろしいですね。

森山喜久参考人 私のほうでは、その部分はないと思っています。

吉永美子委員 市の予算では、補助金を600万円が上限ですから、600万円の予算が当初予算で出ていたのではないのでしょうか。確認です。今年度建設という予定で市は動いていたんじゃないのでしょうか。それはいかがでしょうか。

森山喜久参考人 当初予算分で動く中で、申請を行ってくださいという連絡が新自治会長にあったということになります。（発言する者あり）予算がついたということで、新自治会長のほうに、建設を進めるならば、計画を含めて申請してくれという連絡がありました。

吉永美子委員 予算がついていたということは、いつまでに建てるから、このようにということで、市に申請されていたので、今年度の予算で市が挙げてきていたんですよ。そういう計画があったわけですよ。それがずれ込んだということですね。その原因に今回の事案は関係ないと思っ
ていいということですね。

森山喜久参考人 当初予定していた金額の積立てはできているんですけども、物価高騰という中で、更にお金を加えるのか、それとも計画の面積を小さくして公会堂を建てるのか、そちらで新自治会長が悩まれていたということになります。

宮本政志委員 たしかに物価も上がって、当初予算どおりにいけば、最初に臨んだ予定よりも小さなもの、あるいはグレードを下げんといかんからという言い分も分かるけど、こんなすったもんだがあったら、一旦置こうじゃないかと。きちっときれいにしてから、もう1回こういうお祝い事というか、将来に向けての明るい話題を話し合っていこうじゃないかと

いう方が150世帯の中でお1人でもいらっしゃるのであれば、これは僕の要望ね。やはり説明責任と心からの謝罪というのは、森山議員に要求する。悪影響がないよとおっしゃったのは主観論で、僕は否定しない。でも、だから良いじゃなくて、そういう気持ちを持っていただきたい。これは要望だから、別に答弁は要りません。

矢田松夫委員 今の公会堂の積立金以外、一般会計を含めて、虚偽について、金額は別にして、それ以外について、積立金については結局、ずさんな計画で、白紙の状態に戻った。今年度については、建設を断念したと。それについては、自治会の中での積立金の疑惑についても、森山議員については、そういうこともあったということの確認でいいんですか。

伊場勇会長 もう一度言ってもらえますか。

矢田松夫委員 自治会館の建設については、結果として、白紙の状態になった。白紙の状態になったのは、自治会の積立金の疑惑も含まれるということでもいいですか。

伊場勇会長 最後にしてくださいね。確認です。

森山喜久参考人 私としては、ないと思っています。

矢田松夫委員 自治会の皆さんから言うと、白紙の状態に戻せという意見の中では、そういった疑惑についての意見はなかったということでもいいですか。

森山喜久参考人 議論経過を確認しておりません。その辺については、答弁しかねます。

矢田松夫委員 私も役員会に出たわけじゃないから、普通こういうような状況

の中で、ここに書いてありますように1戸当たり2万4,000円、金額がいろいろ書いてあります。2年目も2万4,000円でいくと、1戸当たり大体4万8,000円。それらの金も払われない方、払う方、あるいは払われない理由が疑惑には関係なかったという回答を頂きましたので、これについては、質疑を終わります。一般会計についていいですか。ほかに質疑していいですか。

伊場勇会長 どうぞ。

矢田松夫委員 西善寺自治会の会計の中で、支払ったので領収書がある。これは当たり前のことです。支払ったが領収書がないとか、あるいは支払っていないので、領収書もないが、現金の授受をしている。もう1回言いますが、支払ったので、領収書がある。支払ったが領収書がない。さらに支払っていないので、領収書もないけれど、現金は出している。こういう会計の処理については、そういう事実があるか、ないのか。(発言する者あり)もう一度言います。それでは一つずつ言います。支払ったので領収書があるのは当然ですね。次に、支払ったが領収書がない。会計から森山会長にお金を渡したけれど、領収書がなかったという会計処理はあったんですか。

伊場勇会長 調査請求書の②のところにあります一般会計の虚偽記載と書かれているところ。根拠の資料が今ないので。

矢田松夫委員 ないから言えんのよ。だから基本的なことを聞きよる。

森山喜久参考人 先ほど小規模土木の関係もありましたが、支払った分で領収書がないというものがありました。後日その確認を含めてさせていただいて、領収書を添付した事例はあります。

矢田松夫委員 これは小規模土木のことが書いてありますが、その他について

も、会計から現金をもらった。そして、自分が支払った。しかし、支払ったけど領収書がなかったという事実については、あるのかないのか。あるかないかを言ってくれたらいいんです。会計から、現金をもらいましたよ。森山会長、払ってくださいよと。払いに行ったのか。行ったら領収書は当然ありますが、払いに行かないで領収書がないという実態、会計処理があるのか、ないのかというのを聞くんです。

伊場勇会長 そういったちゃんとした対応を自治会長としてされたのかどうかというところだと思います。

森山喜久参考人 先ほどから何遍も言われているずさんな性格ということ含めて、支払関係を忘れていた件もありました。その関係で、一旦支払を会計から頂いたものの、支払忘れた件がありましたので、そちらについては支払を行って、領収書も頂いております。

矢田松夫委員 その支払った領収書は、今は領収書があるということでもいいんですか。領収書がないというのは、さっき言いましたが、領収がないのもあるんじゃないかと。しかし、全てにわたって、会計からもらった現金を相手先に持っていったと。そういうのは全部あるということでもいいんですか。令和2年度について漏れはないということでもいいですか。

森山喜久参考人 漏れはないと思っています。

矢田松夫委員 ここで、このお金についてはどういふのがあって、これについてはいまだに入金されていないのか言えればいいんだけども、言ってはいけんということだから。だけど私の調査の中では、いまだにお金を出したけれど、支払っていない、領収書もないというのは、何点かあるわけなんです。だけど、その辺は森山議員との意見の違いだろうと整理せざるを得ない。ここであるかないかと言うたって、資料がない、通帳が使えないもんだからね。そういうのがあるんですけど、なぜ小規模土木の

ことだけをされたのか。最後のQ1です。なぜQ1の小規模土木について、これだけを説明で記載されているのか、お答え願いたいと思います。

森山喜久参考人 こちらについては、申立てをされた方との話です。先ほどの10月号の号外にもありましたように、協議の中で一番気にされていたのが、この積立金と小規模土木の関係の内容でした。その内容を中心としたものになりましたので、この二つを記載させていただいております。

矢田松夫委員 申立人ということが出ましたが、申立人は小規模土木の18万400円についてのことを言われたんですか。ほかにはなかったんですか。

森山喜久参考人 ほかにもありましたが、御本人がすごい懸念をされていた点がこの2点だったということです。

矢田松夫委員 これら小規模土木の領収書の再発行してもらった。令和2年度決算については、それ以外の領収書は全てあるという理解でいいですか。

森山喜久参考人 私は、そのように理解しております。

矢田松夫委員 この領収書の日付はいつですか。小規模土木を今やっています。

伊場勇会長 小規模土木の18万400円の領収書の日付のことについてですか。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりますか。（発言する者あり）内部情報になるので、別の質疑をお願いします。

矢田松夫委員 その後、工事施工者に再発行してもらえたということで間違いないですか。書いてあるとおり再発行したということですか。

森山喜久参考人 はい、そうです。

矢田松夫委員 もう一度確認しますが、施工業者自らが再発行の領収を作った
ということですか。

伊場勇会長 確認は、一度ぐらいにしてくださいね。

森山喜久参考人 はい、そうです。

宮本政志委員 森山議員、何回も言うよ。主立ったものに関して説明した。重
立ったものだけじゃ駄目なんよ。再発行はあるよ、世の中。でも、普段
きちんとしとる人が、たまたま何かのミスで再発行というのと、ほかにも
いっぱいずさんなことで再発行、やっぱりそういったところから李下
に冠というやつよ。だから、主立ったことだけじゃなくて、西善寺の方々
には、いろんな質問があつたら、ちゃんと説明責任果たして、その辺も
きっちりして、もう今日何回同じこと言うか分からんけど、お願いします
す。

伊場勇会長 そのほか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようであれば、質疑を
打ち切りまして、森山被審査対象議員の事情徴収を終わります。それ
では暫時休憩いたします。

午後 3 時 3 5 分 休憩

(森山喜久参考人 退席)

午後 3 時 4 5 分 再開

伊場勇会長 それでは休憩を解きまして、審査会を再開します。会議録のこと
について、事務局に投げておりましたが、消された資料の内容について、
前回の審査会で話しております。内容について、特定できる内容等々が

あるので、その取扱いについてです。事務局の見解を求めます。

中村議会事務局主査兼議事係長 結論を先に申し上げます。この審査会で決定していただければよろしいかと思えます。理由を述べます。本会議については、地方自治法第89条に議会を置くという規定があります。地方自治法の第109条には委員会の規定がありまして、そちらでは条例で置くことができるとなっています。あわせて自治法の第120条には、会議規則を設ける規定があります。その会議規則の中に、第166条で全員協議会のことについて記載があります。今申した本会議、委員会、全員協議会については、本市の議会基本条例の中の会議の公開の原則というところに規定されてある三つになります。政治倫理審査会は、この適用外に該当すると思われまますので、遡っての記録の部分については、この審査会で決めていただければ、事が足りるのではないかなと事務局では考えます。以上です。

伊場勇会長 先ほどの森山議員を参考人として、事情聴取を行った中でも、自治会内部の出金の状況、日付等も含めて、伏せながら進めたということもございませし、申立書によれば、資料は、勝手に使わないでほしいということは、その内容も伏せてほしいということが読み取れますので、前回の審査会の中で、通帳や決算書の内容が分かる部分については、もちろん私がチェックしながら、会長という立場でチェックをしながら、黒塗りにするというやり方になると思うのですが、それについては、皆様、御意見いかがでしょうか。

宮本政志委員 資料も含め、議事録も全て、その辺りというのは、会長、副会長と事務局とでしっかり精査していただいて、私は会長に一任したいと思えます。

伊場勇会長 そのほか、御意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）そういうことで、宮本委員がおっしゃっていただいたような取り計らいを

させていただきたいと思います。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、本日の予定していた事情聴取については終わりました。これからのことを話してもよろしいですか。今日の会議録が出来上がりますして、また、それを基に皆さんお集りいただいて、今後の方向性というのを協議していくというふうにしたいと思います。皆さん、御意見はいかがですか。

藤岡修美委員 もう一度言いますけれども、前調査請求者から、本件に関わる自治会の会計処理については、自治会内で解決しているということが出ておりますので、今回の調査請求書については、調査請求の対象となる事由の内容がなくなると私は考えております。その辺をしっかりと議論していただければと思います。

宮本政志委員 藤岡委員がおっしゃるのも重要な点で、次回、きっちり議論しないといけないでしょうし、今日ずっと1日見ておりまして、やはりこれは自治会のことですよね。しかも森山議員が自治会長であったときのことが中心だから、いろんな意味合いで資料とか議事録とかもとにかく制限されてという流れになっていますよね。そうすると、第2回の冒頭のそもそもの議論のほうに少し触れるんですけど、本来今回の政治倫理の請求自体が果たして適当だったのかどうかということも踏まえて、そして藤岡委員がおっしゃること、その辺りというのを次回、議論していかないといけないんじゃないかなと私は感じているんですけど、その辺りは、いかがでしょうか。

藤岡修美委員 今回の調査請求書が、政治倫理条例第3条第1号ということで、確認しますと、「市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑を持たれる行為をしないこと」。これは、議員が前提だと思っますよ。私の解釈ですよ。どういう契機で、経過があったかちょっと前回、出ておりませんが、本来この調査請求が政治倫理条例第3条第1号にそぐうのか、その辺りの議論をしていただければと思います

す。

大井淳一郎委員 これは第2回冒頭で、ちょっとやりとりがあった部分だと思っています。ただ請求の適否で適として議論を進めております。私も、政治倫理の問題かということは、議論すべき問題だと思っておりますが、仮に適していないとなった場合、第3回も含めての議論が全部なかったことになるというのはどうかなというのがあるんですよ。ですから、適用する、しないのレベルで総合的に判断されたらどうかなと思うんです。詳しいことは、議事録等を見て、次回以降に話をさせていただきたいなと思います。

伊場勇会長 そのほかは、大丈夫でしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）また日程については、正副会長で、議事録の完成度合い等を加味しながら、また皆様に調整しながら、決めたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上で第3回、政治倫理審査会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後3時55分 散会

令和4年（2022年）10月14日

政治倫理審査会長 伊 場 勇